

府中市緑の基本計画 2020



緑を育て 緑に育てられる
市民による「緑育」のまちづくり

府中市

改定にあたって



このたび、令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間の計画期間とする、府中市緑の基本計画を策定いたしました。

本市には、馬場大門のケヤキ並木をはじめとする歴史ある緑、郷土の森博物館や府中市美術館などの文化施設と一体の緑、崖線や浅間山などの自然の姿を残している緑など、様々な緑があります。

こうした都市の魅力を高める緑を守り育てるために、平成21年に策定した「府中市緑の基本計画」では、量から質、参加から協働への転換等を図りつつ、緑のまちづくりの実現に向け各施策を展開してまいりました。

今日では、緑を取り巻く状況も多様化しておりますが、「みんなで創る笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に向けて、「緑を育て 緑に育てられる「緑育」のまちづくり」を計画テーマとした28の施策を展開し、地域に愛され、緑あふれる憩いの場所の確保に向け、計画的に公園をはじめとする緑の管理を推進してまいります。

最後に、「府中市緑の基本計画2020」の策定にあたり、府中市緑の基本計画検討協議会の方々をはじめ、お力添えをいただきました皆様方に心から感謝を申し上げます。

令和2年1月

府中市長 **高野 律雄**

目次

第1章 緑の基本計画とは	
1. 「緑の基本計画」とは.....	2
第2章 緑を取り巻く状況	
1. 緑を取り巻く社会情勢.....	6
2. 府中市の緑を取り巻く状況.....	10
第3章 緑のまちづくりの課題と計画改定の考え方	
1. 緑のまちづくりの課題.....	26
2. 計画改定の考え方.....	29
第4章 緑の将来像と目標	
1. 緑の将来像.....	32
2. 緑の将来構造.....	38
第5章 緑の将来像の実現に向けた施策	
1. 施策の基本方針.....	46
2. 緑の将来像実現に向けた施策.....	50
3. 重点施策の展開.....	90
第6章 計画の推進	
1. 計画の推進に向けて.....	97
資料編.....	100

※端数処理の都合により、合計値が合わないグラフ・表等があります。

※「○○○○○*」のように「*」が付いている単語には用語説明（P.110）があります。ご確認頂きながら、お読みください。

第1章 緑の基本計画とは

1. 「緑の基本計画」とは

(1) 緑の基本計画の概要と改定の目的

- 「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、公園や緑道、遊歩道などの整備や維持管理、身近な緑やまとまった樹林、農地、水辺などの保全、住宅地や商店街、工場に至る民間施設及び公共施設などにおける緑化の推進に関する様々な取り組みを体系的に示した計画です。
- 本市では、平成21年8月に「府中市緑の基本計画2009」を策定し、計画のテーマを「水と緑が輝く 潤いのあるまち 府中」として、緑被*率30%（平成30年）の達成を目指し、緑のまちづくりを進めてきました。
- 「府中市緑の基本計画2009」の策定から10年が経過し、少子高齢化の更なる進展や都市インフラ*の老朽化と維持管理費の増大など、緑を取り巻く社会環境が大きく変化していることを受け、国や東京都の動向などを踏まえつつ、これらの問題・課題に対応した緑のまちづくりの取り組みを総合的かつ計画的に進めていくために改定します。

(2) 計画の位置付け

- 本計画は、「第6次府中市総合計画」に即するとともに、「府中市都市計画マスタープラン（府中市都市計画に関する基本的な方針）」や「府中市環境基本計画」、「府中市生物多様性地域戦略」、「府中市景観計画」、「府中市インフラマネジメント計画（2018年度）」などの関連する計画と整合を図りながら、「緑の将来像」を示すものです。
また、東京都が定める関連計画とも整合を図りながら、取り組みを進めるものとなります。

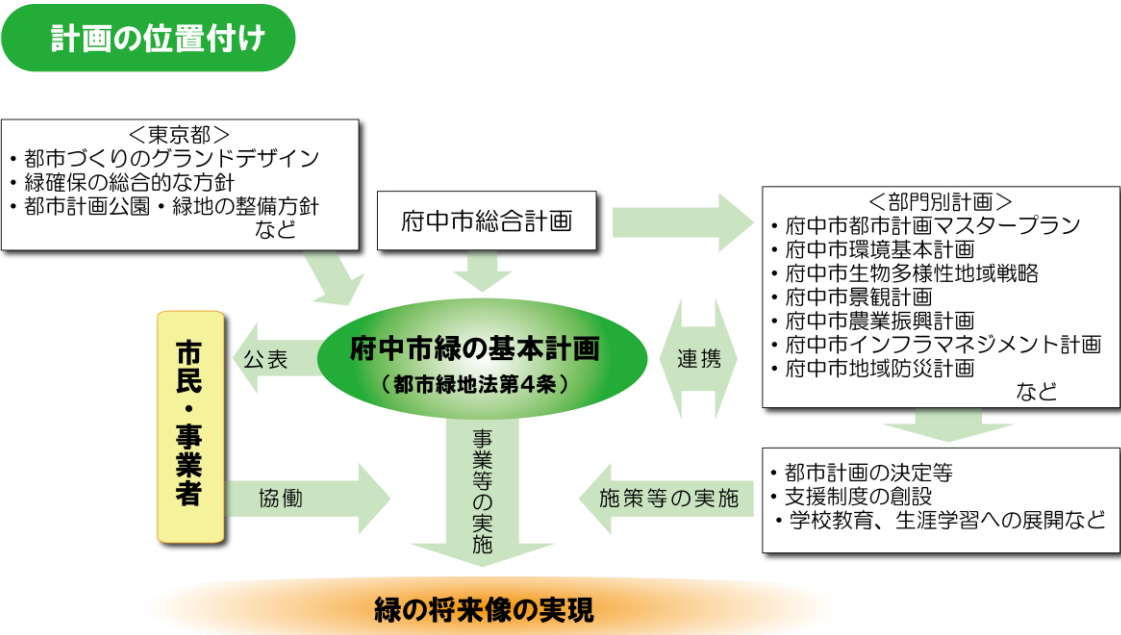


図1-1 計画の位置付け

(3) 計画期間

- 令和元年度から令和10年度までを本計画の計画期間として設定します。

**<計画期間>
令和元年度から令和10年度まで**

(4) 緑とは

- 「緑」とは、花、芝・草、樹木、水辺などのそれ自体が自然環境を形成し、都市の環境や住環境の質を高めているものの総称で、公園の樹木や街路樹、農地から、個人住宅の庭木までを含む広義なものをいいます。

<緑が有する機能（役割）>

① 都市の魅力をもつ緑（景観形成機能）

本市の緑には、馬場大門のケヤキ並木や大國魂神社などの歴史のある緑や、郷土の森博物館や府中市美術館などの文化施設と一体となった緑、崖線*や浅間山などの自然の姿を残している緑など、様々な緑があります。これらの緑は、生活に潤いを与えるとともに、地域の個性を創出するなど、都市の魅力を高めています。

② レクリエーションの場としての緑（レクリエーション機能）

公園や緑地などの緑は、人々が四季の変化を実感することができる場としての機能や、スポーツやレクリエーションなど、様々な余暇活動の場としての機能を持っています。また、身近にある公園や広場は、子どもの遊び場や市民が集う場所であり、貴重なコミュニティ形成の空間としての機能を持っています。

③ 都市の安全性をもつ緑（防災機能）

樹木などの緑は、大雨が降っても、その土地に水を一時的に蓄えることで、河川や下水道の急激な水量の増加を防ぐことができます。また、広い公園などの緑は、災害時の避難場所や防災活動の拠点としての機能を兼ね備え、豊かに育った街路樹は、火災の延焼を防ぐ機能を持っています。

④ 地球環境や身近な環境を保全する緑（環境保全機能）

緑は、地球温暖化の抑制やヒートアイランド現象の緩和、大気や水質の浄化、水源涵養*などに寄与しているほか、小動物、昆虫、魚など、多くの生き物の生息空間となるなど、地球環境を保全する機能を持っています。また、身近に緑があることで、市民が様々な植物や昆虫などにふれあい、自然を感じることができます。

〈本市が有する様々な緑〉



馬場大門のケヤキ並木



府中崖線の緑



浅間山公園（提供：浅間山自然保護会）



多摩川河川敷



府中の森公園



街中の農地

第2章 緑を取り巻く状況

1. 緑を取り巻く社会情勢

(1) 人口減少社会の到来、少子高齢化の進展

- 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、我が国の人口は、既に減少に転じており、令和27年には平成27年に比べ15.3%減少すると見込まれています。
- また、こうした人口減少に連動して高齢化も進行しており、65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成27年では26.6%であったのが、令和27年には36.8%まで高まり、人口の3.7人に1人が高齢者になると推計されています。その一方で、0～14歳の年少人口の割合は、令和27年には平成27年と比べ28.3%減少すると推計されており、遠くない将来に本格的な人口減少・少子高齢社会を迎えることとなります。

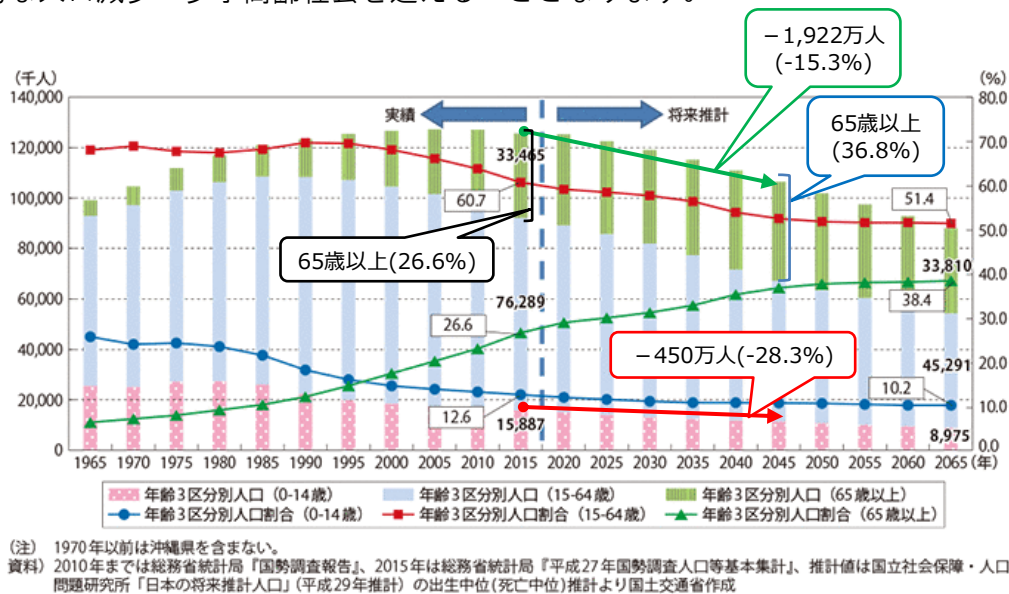


図2-1 国の人口構造の変化

出典：国土交通白書2018

(2) インフラの老朽化と維持・管理費の増大

- 我が国の財政状況は、人口減少や少子高齢化の進展などを背景として、社会保障関係費などの増大に伴い、一層深刻化しています。
- その一方で、我が国の既存の公共施設やインフラ*施設などについては、主に昭和30年代から昭和40年代までの高度経済成長期に多くが整備されており、今後、老朽化に伴う更新費用の増大が懸念されています。

(3) 集約型の都市づくりに関わる国の動向

- 多くの都市では、これまで郊外に向かって市街地の開発が進み、市街地が拡散してきました。しかし、今後、急速な人口減少が見込まれており、拡散した市街地のまま人口が減少すると、居住の低密度化が進み、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業などの生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。
- また、高齢者が急速に増加することで医療・介護の需要が急増し、医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなる恐れがあります。さらに、公共施設などの社会資本の老朽化への対応も必要となっています。
- このような中で、国の都市政策においては、人口増加に伴う都市の拡大を前提として都市的土地利用の需要に応える方向から、人口減少や財政制約に対応し、都市の利便性や活力を低下させることのないよう、コンパクトシティ*を目指す方向へと転換しており、平成26年に「都市再生特別措置法」を改正し、集約型都市構造*と都市機能や居住機能を効率的・効果的に誘導する都市づくりの方向が位置付けられました。

(4) 都市と緑・農の共生

- これまで市街地内の農地は、宅地化や公共施設整備のための予備地など、一時的な土地利用という側面を持ち、都市の中での位置付けも不安定なものとなっていました。しかしながら、市街地の農地は、災害時の延焼遮断機能や避難場所などの防災機能、保水・遊水池として寄与する治水機能、ヒートアイランド現象*の抑止などの気候の平準化機能、鮮度の高い農作物を供給する生産機能などの多面的な機能を有することから、その保全は重要な課題となっています。
- 国の都市政策がコンパクトシティ*を目指す方向へと転換する中、平成27年に「都市農業振興基本法」が成立し、市街地内の農地は、宅地化や公共施設整備のための予備地から、「都市にあるべきもの」へと位置付けられました。
- また、都市施策の転換や農地の位置付けの転換などを背景に、平成29年に「都市緑地法等の一部改正」が行われ、都市と緑・農の共生に取り組むための制度が設けられました。

(5) 地球環境問題への対応

- 私たちの暮らし・活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少などの地球環境問題に対し、平成27年に国連サミットにて持続可能な開発目標（SDGs*）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、また、第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）にて温室効果ガス削減に関する世界共通の長期目標を掲げる「パリ協定」が合意されるなど、国際社会全体が人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、解決に取り組んでいます。
- 日本においても、平成5年に我が国の環境政策の「環境基本法」が定められて以来、第5次にわたる「環境基本計画」の策定や各種関連法の制定など、様々な取り組みが進められてきました。平成23年3月に発生した東日本大震災を契機としてエネルギー需給が変化し、国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識が高まっており、平成24年の「都市の低炭素化*の促進に関する法律」が施行されるなど、持続可能で活力ある国土・地域づくりを進めるため、都市の低炭素化*を進めることが求められています。
- 緑や水辺などの自然環境が有する多様な機能は、地球環境問題の解消や生物多様性*の保全はもちろんのこと、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災などにも広く寄与することから、近年、様々な社会課題の解決に自然環境を活用しようとする「グリーンインフラ*」の考えのもと、緑や水辺はますます重要性を増しています。



※ 持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された2016年（平成28年）から2030年までの開発目標のことで、持続可能な世界を実現するため、貧困や飢餓、気候変動など17の目標（ゴール）と、それらをより具体化した169の達成基準（ターゲット）で構成されています。

(6) 市民・民間事業者などとの協働の推進

- 少子高齢化や価値観の多様化、ライフスタイルの変化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、その課題もますます複雑化・多様化してきており、行政だけで課題に対応することには限界が生じつつある現状もあります。
- こうした中、地震などの自然災害を契機とした、ボランティア意識の高まりとともに、「個人でできることは自らで行い、個人ではできないことを地域で行い、地域ではできないことを行政が行う」という「自助・共助・公助」の考え方が再認識され、地域のニーズを的確に捉え、様々な主体が役割分担のもと、それぞれの能力を発揮しながら、連携して地域課題の解決やきめの細かい公益サービスの提供に取り組む、「市民協働」を推進していくことが、改めて必要となっています。
- 今後は、広く民間事業者の参入や市民との協働による緑のまちづくりを可能とする、改正都市緑地法などの諸制度を活用するとともに、市民が活動に参加しやすい環境づくり、新たな人財の発掘・育成など、市民協働や民間参入を推進するための仕組みを強化・充実していくことが求められます。

2. 府中市の緑を取り巻く状況

(1) 人口・世帯動向

- 人口は堅調に増加しており、平成27年において260,274人で、平成17年からの10年間で14,651人、6.0%の増加となっています。
- 世帯数は、平成27年に119,569世帯に達しており、平成17年からの10年間で11,874世帯、11.0%の増加となっています。
- 人口と比較し、世帯数の伸びが大きいことから、1世帯当たりの人員は縮小傾向となっています。

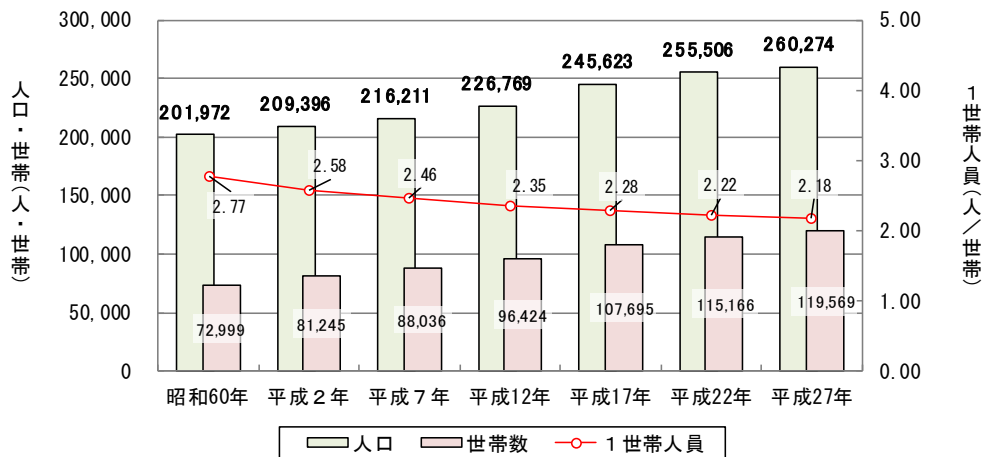


図 2-1 人口・世帯の推移

出典：国勢調査

- 国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月推計）の将来推計人口を確認すると、人口総数は令和7年をピークに微減傾向に転じる見込みです。人口構成の内訳を確認すると、年少人口及び生産年齢人口は減少を続ける一方、高齢者人口は増加を続ける見込みです。
- 高齢化率が21%を超えると超高齢社会と呼ばれており、本市においては、令和2年には高齢化率が21%を超え、超高齢社会を迎える見込みです。

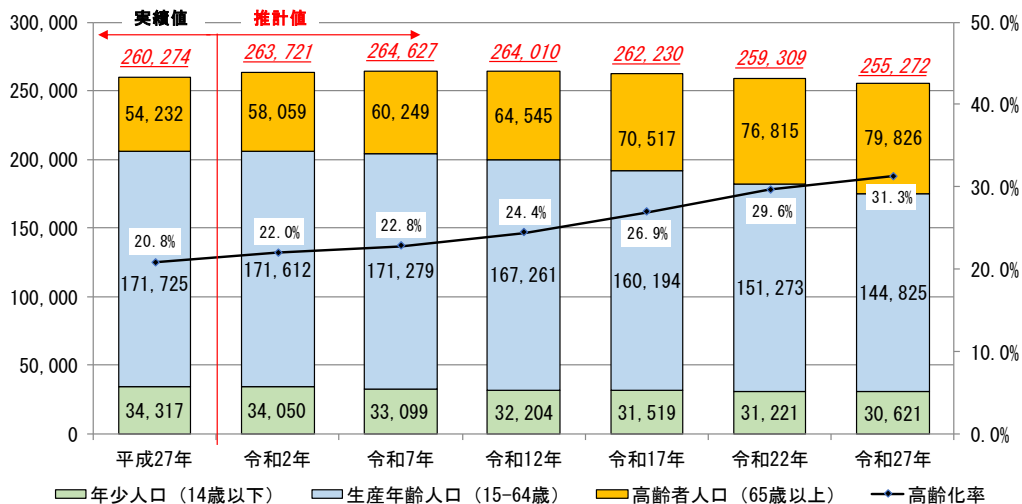


図 2-2 将来推計人口

出典：日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 「緑地」の状況

○ 平成28年3月時点の「緑地」は、732.76haで、市面積の24.90%となっています。「緑地」の変化状況を見ると、平成20年3月から平成28年3月までの8年間で11.59haの減少となっています。内訳を確認すると、公園・緑地等の都市施設とする緑地については、整備が進んだことから増加しています。

一方で、主に民有の緑地である、生産緑地地区*等の制度上安定した緑地や社会通念上安定した緑地の宅地化が進んだことなどが原因となり減少しています。

※「緑地」の定義

- ・本計画における「緑地」とは、都市施設の緑地（都市公園、都市公園以外の市立公園）、制度上安定した緑地（生産緑地地区・保安林等）、社会通念上安定した緑地（社寺境内地、公開性のある施設等）をいいます。
- ・これら「緑地」は、市民生活に潤いや安らぎを与えてくれるほか、地域の個性や魅力を創出するなど、都市の魅力を高める機能を有しています。

表2-1 緑地の現況量及び変化量

	平成20年3月		平成28年3月		増 減
	面積(ha)	市域に占める割合(%)	面積(ha)	市域に占める割合(%)	面積(ha)
1 公園緑地等の都市施設とする緑地 (都市公園、条例等の公園)	180.68	6.14	183.98	6.25	3.30
都市公園	171.69	5.83	178.35	6.06	6.67
都市公園以外の市立公園	8.99	0.31	5.62	0.19	-3.37
2 制度上安定した緑地 (公共空地、生産緑地地区、保安林等)	450.47	15.31	436.08	14.82	-14.39
3 社会通念上安定した緑地 (社寺境内地、公開性のある施設等)	113.20	3.85	112.70	3.83	-0.50
合 計	744.35	25.29	732.76	24.90	-11.59

出典：公園緑地課資料

(3) 公園・緑地等の状況

① 公園・緑地等の整備状況

- 平成28年3月末時点の本市が保有している公園・緑地等は、約144万㎡（396箇所）です。これらの多くは、人口の急激な増加に対応するため、昭和45年度以降に多くを整備しており、昭和53年度には、最多となる24箇所の公園・緑地等を開設しました。
- 一方、整備後30年以上を経過した公園・緑地等が全体の約48%を占めており、今後、公園施設の老朽化に伴い、修繕・改修などが必要となる見込みです。

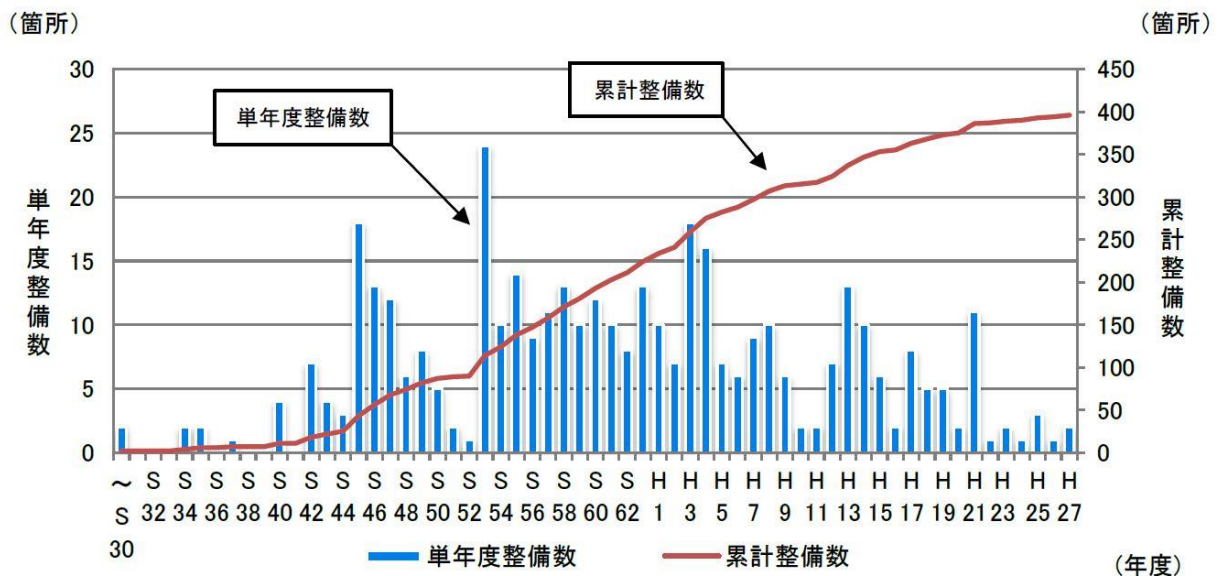


図2-3 公園・緑地等の整備状況

出典：府中市公共施設等総合管理計画

② 都市公園の整備状況

○ 平成28年3月時点の都市公園*は、277箇所（178.35ha）が整備されており、1人当たり公園面積は6.87㎡/人となっています。

また、本市には4箇所の都立公園があり、これらを除く市立公園では、273箇所（129.91ha）、1人当たり公園面積は5.00㎡/人となっています。

表2-2 都市公園の整備状況

都市公園種別	平成15年3月			平成20年3月			平成28年3月			変化(H15→H28)	
	箇所数	面積 (ha)	1人当たり 面積 ㎡/人	箇所数	面積 (ha)	1人当たり 面積 ㎡/人	箇所数	面積 (ha)	1人当たり 面積 ㎡/人	箇所数	面積 (ha)
1) 街区公園	178	23.08	0.99	188	23.92	0.96	216	27.30	1.05	38	4.22
2) 近隣公園	9	11.15	0.48	10	11.87	0.48	10	11.87	0.46	1	0.72
3) 地区公園	2	9.80	0.42	2	9.80	0.39	2	9.80	0.38	-	-
4) 総合公園	1	32.76	1.40	1	33.76	1.36	1	33.87	1.30	-	1.11
5) 運動公園	2	31.20	1.33	2	31.20	1.26	2	31.18	1.20	-	-0.02
6) 風致公園	1	0.12	0.01	1	0.12	0.00	1	0.12	0.00	-	-
7) 歴史公園	-	-	-	-	-	-	1	0.07	0.00	1	0.07
8) 緑地	12	1.58	0.07	14	2.29	0.09	19	3.54	0.14	7	1.96
9) 緑道	15	10.87	0.46	15	11.01	0.44	17	12.04	0.46	2	1.17
10) 広場公園	4	0.13	0.01	4	0.13	0.01	4	0.13	0.01	-	-
(市立公園計)	224	120.69	5.16	237	124.10	5.00	273	129.91	5.00	49	9.22
11) 都立公園	4	44.83	1.92	4	47.58	1.92	4	48.45	1.87	-	3.62
都市公園 計	228	165.52	7.07	241	171.68	6.92	277	178.35	6.87	49	12.83
人口	233,984人			248,192人			259,752人				

※ 1人当たり面積の基準人口は、国勢調査を基にした推計人口。

出典：公園緑地課資料

③ 公園・緑地等の配置状況

- 公園・緑地等は、様々な余暇活動の場として重要な役割を担っており、市街地にあつては、歩いて行ける距離に公園・緑地等があることが、重要な視点となります。
- 住宅市街地をみると、歩いて行ける公園・緑地等の距離（誘致圏）を250mとした場合に、住居系市街地のほぼ全域に確保されています。また、都市公園*の誘致圏に含まれない区域についても、都市公園*以外の市立公園によって補完されていることから、公園・緑地等の整備は進んでいるといえます。
- こうした状況を数値でみると、住居系市街地のうち、95.6%が都市公園*の誘致圏に、2.1%が都市公園*以外の市立公園による誘致圏に含まれており、このいずれにも含まれない誘致圏外の面積比率は2.3%となっています。

※「住居系市街地」とは、土地利用現況調査のうち、「独立住宅」「集合住宅」「住居併用工場」「住商併用住宅」に分類される土地利用の区域

表2-3 公園・緑地等の配置現状

	都市公園	都市公園以外の市立公園	合計
誘致圏率	95.6%	2.1%	97.7%

※ 誘致圏率とは、公園・緑地等を中心とした250mの範囲を誘致圏として、その範囲が住宅市街地に占める割合

出典：公園緑地課資料

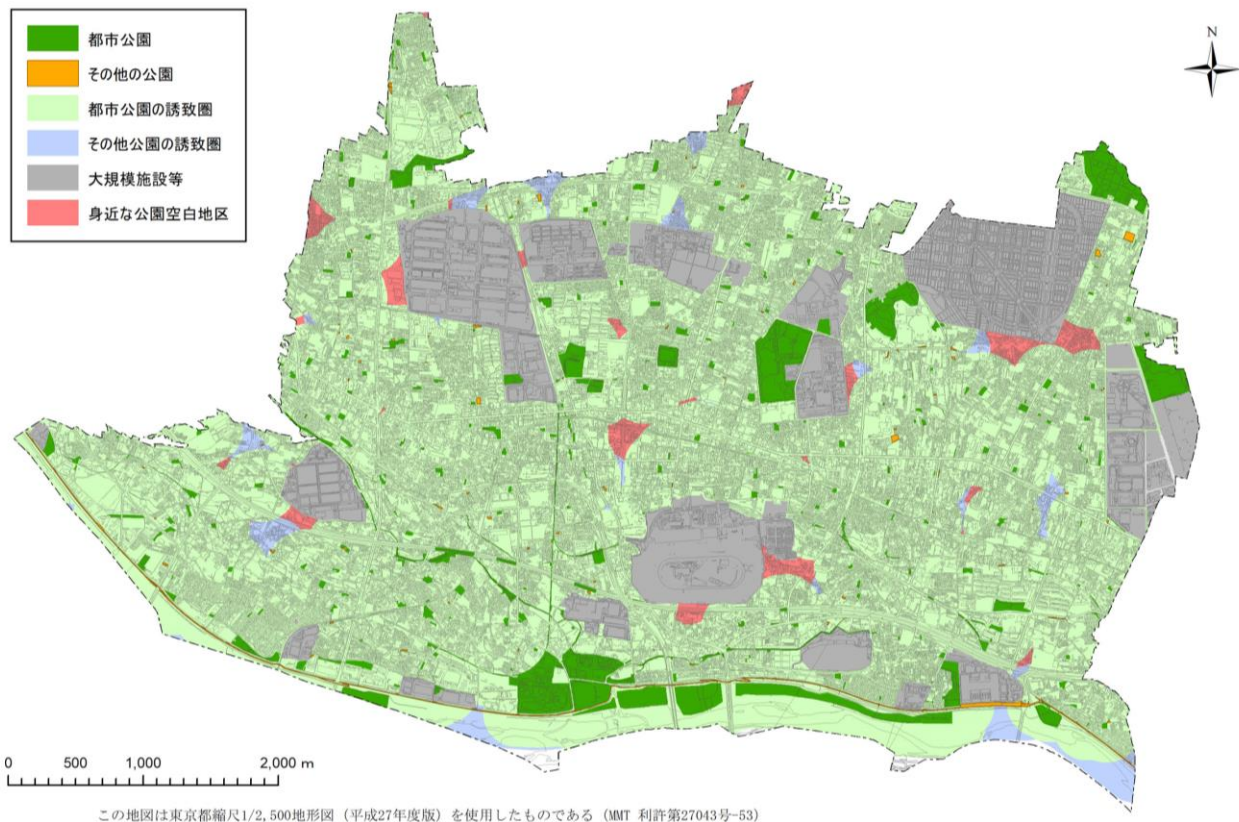


図2-4 都市公園等の誘致圏図

④ 生産緑地地区

- 平成28年3月時点の生産緑地地区*は、100.86ha（462箇所）となっており、平成10年3月時点と比べると、面積が27.26ha、地区数が57箇所減少しています。
- 生産緑地地区*は、四谷や押立町において特に多く指定されています。また、若松町・紅葉丘・朝日町付近などの市域周辺部においても、多く指定されています。

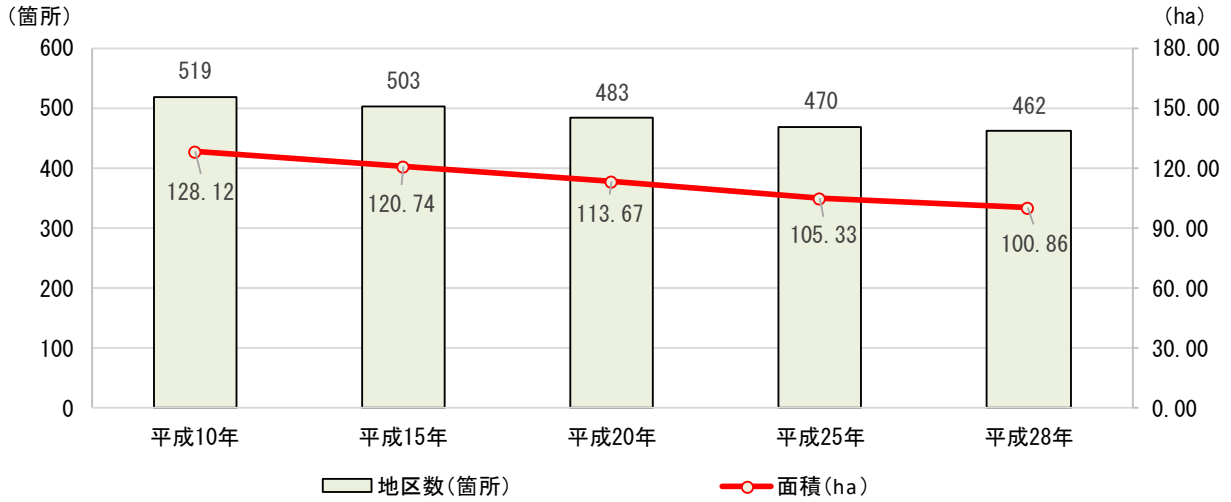


図2-5 生産緑地地区の推移（各年3月時点）

出典：公園緑地課資料

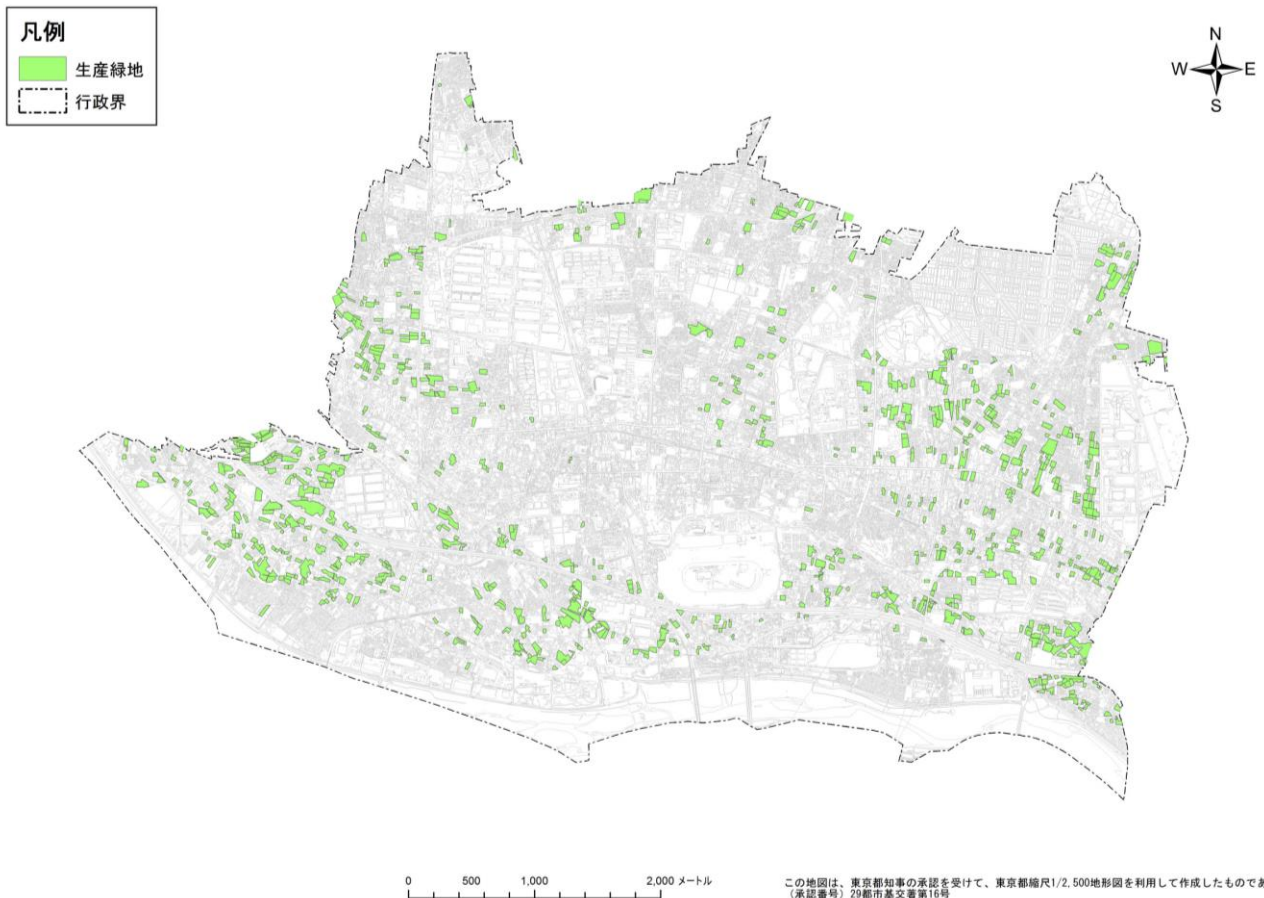


図2-6 生産緑地地区の指定状況

(4) 「緑被地」の状況

○ 「緑被*地」は、平成28年に撮影した航空写真に基づき調査をした結果、868.64haとなっており、本市の面積2,943haの29.52%に達しています。このうち、樹木・樹林と樹木畑・果樹園を合わせた樹木被覆地は494.52ha（16.81%）、雑草地と人工草地（芝地等）、田畑を合わせた草地は374.12ha（12.71%）となっています。

※「緑被」の定義

- ・「緑被」とは、樹木・樹林、草地、農地などの植物で覆われることです。区域に占める割合のことを「緑被率」といいます。
- ・この「緑被率」は、都市の魅力のひとつといえる「緑の豊かさ」の指標になります。

表2-4 緑被区分の定義

緑被区分		定義
樹木被覆地	1 樹木・樹林	高木、中木、低木 (幹や枝が長年にわたり肥大・成長し続ける植物)
	2 樹木畑・果樹園	樹木、樹林、果樹園など
草地	3 雑草地	雑草地、雑草に覆われた空き地、河川敷の草地
	4 人工草地	芝地(庭、庭園、施設内、道路端等にあるもの)など
	5 田畑	田、畑、耕作放棄地

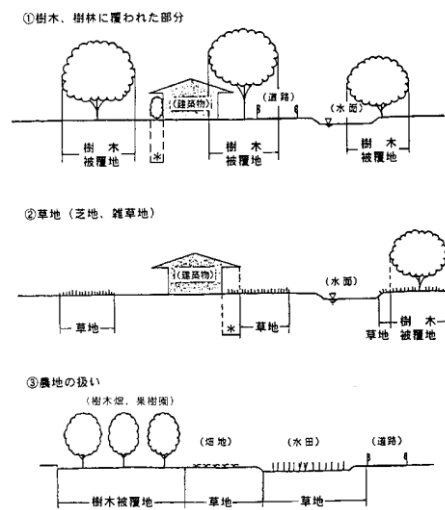


図2-7 緑被地の判断イメージ

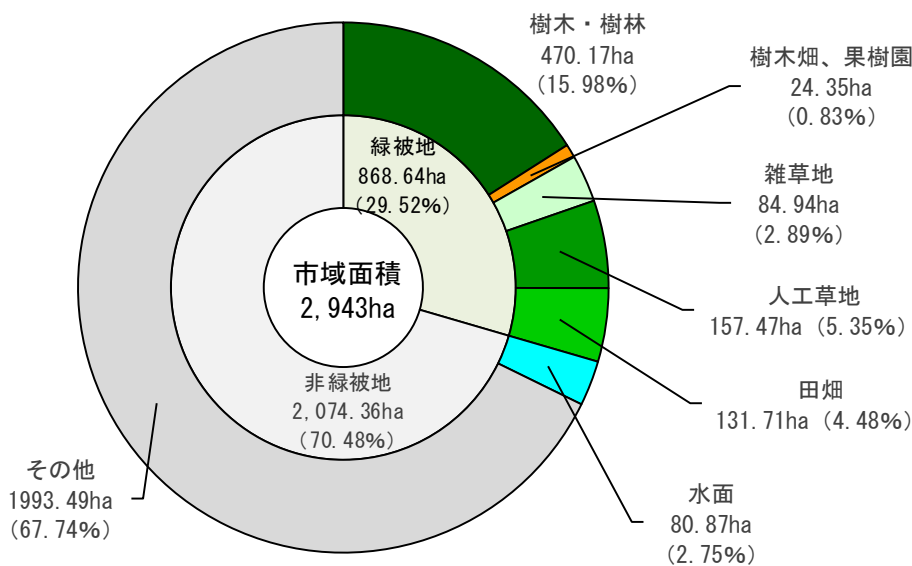


図2-8 緑被地等の内訳

出典：公園緑地課資料

- 緑被*調査を開始した昭和62年からの推移を確認すると、平成9年までは減少傾向にありましたが、平成20年以降は横ばいで推移しています。
- 平成20年と平成28年の緑被*率を比較すると、緑被*面積で2.11ha、緑被*率で0.16ポイント減少しています。減少は、草地の減少によるもので、平成20年と平成28年を比較すると、面積で12.97ha、草地率で0.48ポイント減少しています。一方で、樹木被覆地は平成9年以降増加傾向にあり、平成20年と平成28年を比較すると、面積で10.86ha、樹木被覆率で0.32ポイント増加しています。

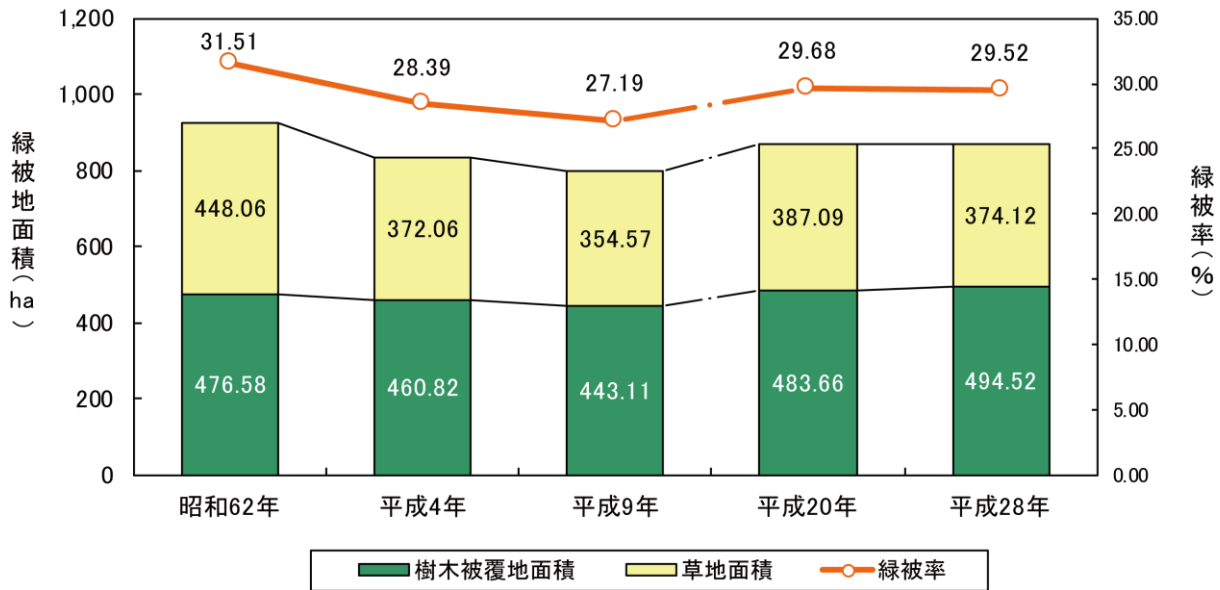


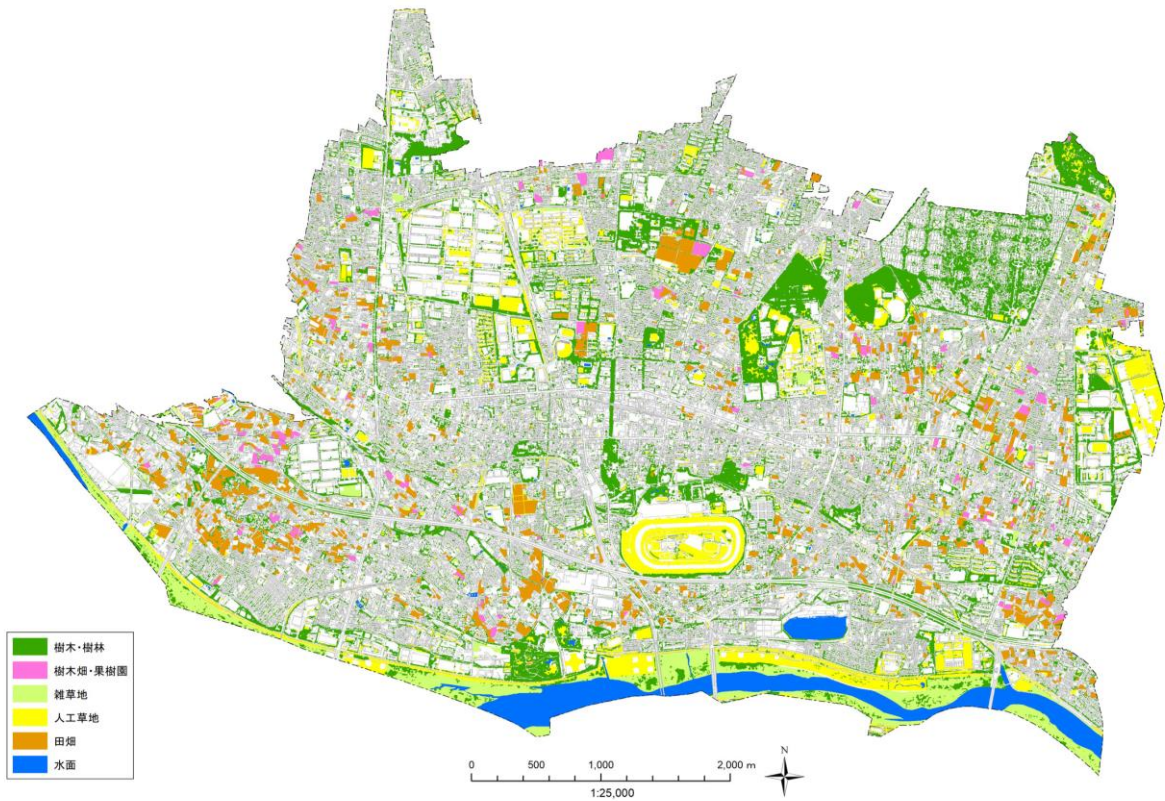
図2-9 緑被地の推移

出典：公園緑地課資料

- ※ 調査技術の向上により、平成20年以降の緑被地には、平成9年まで緑被地として捉えられなかった宅地内の小規模緑被地の面積が含まれる。
- ※ 緑被率は、本市に占める緑被地面積の割合。



図2-10 航空写真



この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである（MMT 利許第27043号-53）

図2-11 緑被現況図

(5) 樹木・樹林の状況

① 樹木の状況（樹冠が10㎡以上の樹木）

- 樹冠*が10㎡以上の樹木について、平成20年と平成28年の航空写真を比較し調査した結果、樹木は2,020本減少（4,155本減少、2,135本増加）しました。
- 減少の内訳は、伐採によるものが3,109本と過半を占めており、強剪定によるものが1,046本となっています。
- 増加の内訳は、新たに植栽されたものが155本、成長によるものが1,980本となっており、その多くが街路樹となっています。

表2-5 樹木本数の増減（平成20年から平成28年）

	減少	増加	差引
樹木本数	4,155本	2,135本	2,020本減少

出典：公園緑地課資料

② 樹林の状況（私有地内の樹林のうち330㎡以上のもの）

- 平成28年に撮影した航空写真に基づき、私有地内の樹林のうち330㎡以上のものを調査した結果、個所数で381箇所、面積で57.76haが確認でき、1箇所当たりの面積は1,516㎡となっています。

表2-6 私有地内の樹林の状況

樹林形態	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	1箇所当たり 面積(㎡)
屋敷林	97	7.15	737
寺社林	32	11.31	3,534
独立林	220	33.33	1,515
その他	32	5.97	1,866
合計	381	57.76	1,516

※ 樹冠面積が10㎡以上の高木の一群で330㎡以上ある樹林が対象。

※ その他とは、複数の形態による樹林。

樹林形態別の面積割合

樹林形態別の箇所数割合

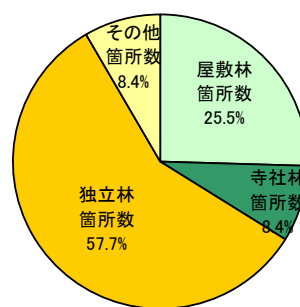
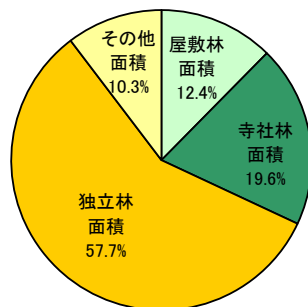


図2-12 樹林形態別割合

出典：公園緑地課資料

※屋敷林：屋敷の建っている敷地内にある林のことで、一般には防風や防雪の目的で建物の周りに設置されたものをいいます。

※寺社林：神社や寺院を囲むようにして配置されている樹林のことをいいます。

※独立林：屋敷林及び独立林以外のまとまった樹林のことをいいます。

③ 民有地内の樹林の変化

- 民有地内の樹林の変化の確認は、平成20年当時に認識されていたものを基本として、増減を調査しました。
- この結果を用いて平成20年と平成28年を比較すると、箇所数は屋敷林*（13箇所減）、寺社林*（2箇所減）で、面積は屋敷林*（0.89ha減）、その他（0.33ha減）で減少していますが、全体としては箇所数が18箇所、面積が2.61haの増加となっています。

表2-7 民有地における樹林の推移

樹林形態	平成20年		平成28年		増減		
	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	面積増減率 (%)
屋敷林	110	8.04	97	7.15	▲ 13	▲ 0.89	▲ 11.07
寺社林	34	11.20	32	11.31	▲ 2	0.11	0.98
独立林	187	29.61	220	33.33	33	3.72	12.56
その他	32	6.30	32	5.97	0	▲ 0.33	▲ 5.24
合計	363	55.15	381	57.76	18	2.61	4.73

※ 樹冠面積が10㎡以上の高木の一团で330㎡以上ある樹林が対象。

※ その他とは、複数の形態による樹林。

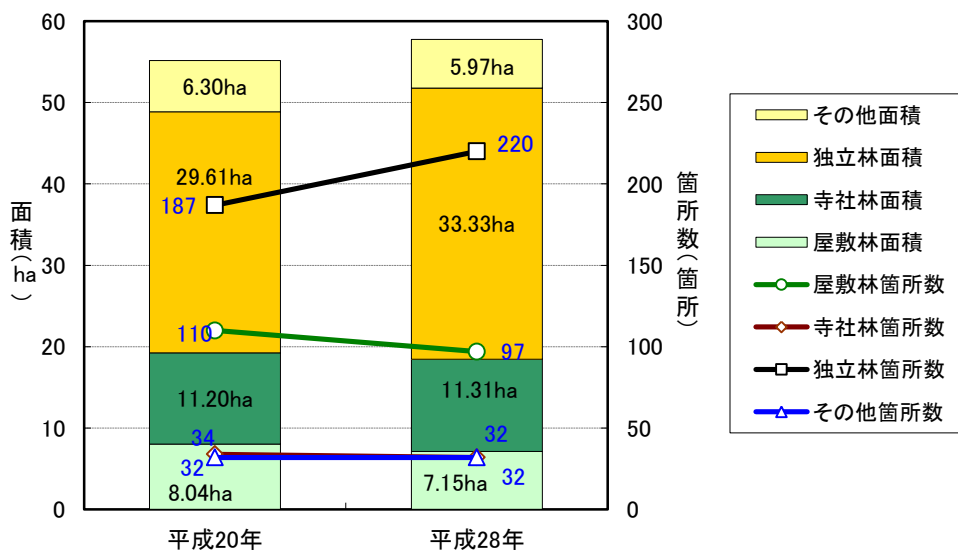


図2-13 民有地内の樹林の推移

出典：公園緑地課資料

(6) 崖線樹林調査

- 府中崖線の樹林の状況を見ると、平成9年から平成28年にかけて0.31ha減少しています。内訳をみると、私有地の樹林が1.41ha減少する一方で、国・公有地（0.38ha増）などの公有地、寺社林*（0.73ha増）が増加しています。これは、平成9年調査後に敷地所有区分の違いが判明し、所有区分が変更になったことや、樹林内の樹木の成長により樹冠面積が拡大したことなどが主な要因となっています。
- 国分寺崖線の樹林の状況を見ると、平成9年から平成28年にかけて、0.63ha減少しています。これは、都市計画道路の整備や都立多摩総合医療センターの改築による減少分となっています。

表2-8 崖線の樹林の推移

区分	平成9年		平成20年		平成28年		
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	
府中崖線	私有地	1.04	22.9	1.04	23.0	1.03	24.3
	国・公有地	0.20	4.4	0.58	12.8	0.58	13.7
	うち市借用地	0.05	1.1	0.09	2.0	0.1	2.4
	寺社林	1.22	26.9	2.17	48.0	1.95	46.1
	うち市借用地	0.19	4.2	0.22	4.9	0.21	5.0
	うち指定樹林	-	-	0.07	1.5	0.07	1.7
	私有地	2.08	45.8	0.73	16.2	0.67	15.8
	うち市借用地	0.03	0.7	0.10	2.2	0.10	2.4
	うち指定樹林	0.27	5.9	0.00	0.0	0.00	0.0
	崖線の樹林 計	4.54	100.0	4.52	100.0	4.23	100.0
国分寺崖線	国・公有地	4.38	100.0	3.96	100.0	3.75	100.0
	崖線の樹林 計	4.38	100.0	3.96	100.0	3.75	100.0

出典：公園緑地課資料



この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである（MMT 利許第27043号-53）

図2-14 崖線の樹林の状況

(7) 「みどり率」の状況

- 平成28年の「みどり率*」は、本市の面積2,943haの38.55%に達しています。このうち、公園等の「緑地」に含まれない「緑被*地」は392.67ha（13.34%）となっています。
- 平成20年と平成28年のみどり率*を比較すると、1.25ポイント減少しています。都市公園*の整備を進めたことにより公園面積は増加しましたが、それ以上に生産緑地地区*を含む農地が減少したことなどが原因となり、みどり率*が減少しました。

※「みどり率」の定義

- ・「みどり率」とは、公園、街路樹、樹林、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、河川、水路などの面積が、本市に占める割合のことで、従来の「緑被率」に、「河川などの水面の占める割合」と「公園内で樹林などの緑に覆われていない面積の割合」を加えたものとなります。
- ・「みどり率」は、東京都が策定した「緑の東京計画」において提示された、都市の魅力のひとつといえる「緑の豊かさ」の指標です。

表2-9 みどり率の現状

	平成20年	平成28年
みどり率 (みどり面積 /市域面積)	39.80%	38.55%

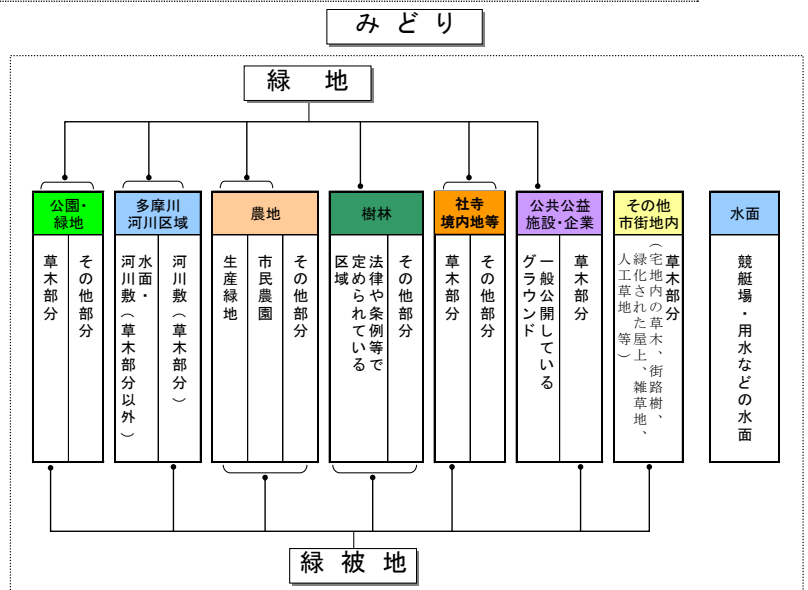


図2-15 「みどり」の体系

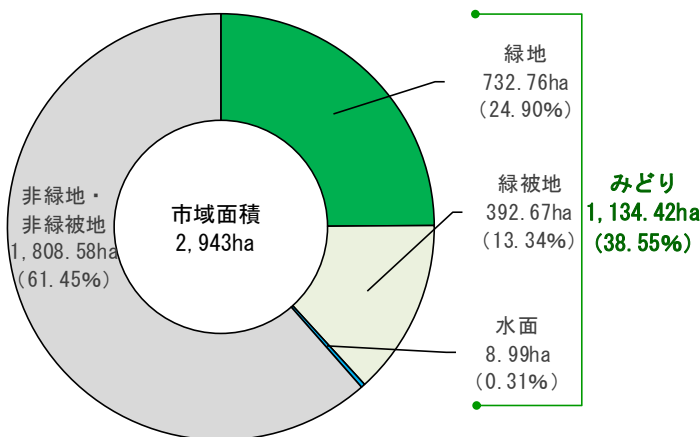


図2-16 みどり率の割合

出典：公園緑地課資料

(8) 水と緑に関する市が主催する主な協働事業

- 本市では、水と緑に興味を持つきっかけづくりの場の提供などを目的に、様々な協働事業を行っています。
- このほか、市民活動団体などにより、地域コミュニティの醸成や水と緑に親しむイベントとして、「府中環境まつり」や「桜まつり」、「農業まつり」や「浅間山公園キスゲフェスティバル」、「西府わき水まつり」などが行われています。

表2-10 水と緑に関する市が主催する主な協働事業

名称	内容
府中まちなかきらら (インフラ管理 ボランティア制度)	地域の方々が道路や公園の里親として、愛情と責任を持って行う維持管理活動を通じて、次世代の子供達にまで良好な地域の環境を守っていくことを目指し、市民の方や民間事業者の方による、「道路や公園での清掃、除草などの無償ボランティア活動」に対して、「清掃用品の貸与や保険料の負担」などの支援を行う事業です。
水辺の楽校事業	子どもたちを対象に多摩川などの水辺を活用した自然環境学習及び体験活動を行う自然環境の啓発事業です。
樹木保存事業	一定規模以上の樹木を指定して奨励金等を交付する、緑豊かなまちづくりを推進するための事業です。
自然環境調査員 会議運営事業	市内の動植物の生息状況の把握や環境保護意識の普及・啓発を行う市民活動団体などにより構成される、自然環境調査員会議の運営支援等を行う事業です。
市民花壇運営事業	まちに潤いと安らぎのある生活環境を作り出すため、公園などの公共地において、市民参加による花壇づくりを行う事業です。
緑と花いっぱい 運動推進事業	緑化講習会の開催や環境まつりにおける、ウォーキング・マップや花蓮の絵はがきの頒布などを行う、市民意識の啓発を目的とした事業です。
落ち葉の銀行事業	登録した市民活動団体が公園や広場を清掃し、収集した落ち葉を腐葉土として活用する、緑のリサイクルを目的とした事業です。
府中かんきょう塾	平成13年にエコ・リーダー養成講座としてスタートした、環境問題をテーマとした連続講座です。
植物観察・調査 (多摩川河川敷)	多摩川河川敷に自生する植物の観察会の開催と調査を行う事業です。
西府町湧水調査	西府町湧水の湧水量、水質の通年データ測定調査を行う事業です。
田んぼの学校	東京農工大学内の農場などにて、農作業体験及び水田に生息する昆虫などの観察を行う事業です。

第3章

緑のまちづくりの課題と 計画改定の考え方

1. 緑のまちづくりの課題

○ 人口構造の変化への対応

本市の人口は、当面緩やかに増加していく見込みですが、少子高齢化は進展しており、国全体の動向を踏まえると、いずれは減少することが考えられます。

将来的な人口減少や少子高齢化に伴う人口構造の変化は、公園や緑の利用者の年齢層に変化をもたらし、既存の公園施設と利用者のニーズのミスマッチも見込まれます。

このことから、公園・緑地等においては利用者のニーズを踏まえ、余暇・レクリエーション活動の空間としてだけでなく、高齢者の健康増進の空間など、人口構造の変化に対応した魅力的な公園・緑地等として整備、更新していく必要があります。

○ 府中ならではの緑を活かした魅力ある都市の実現

本市には、馬場大門のケヤキ並木などの府中らしい魅力ある緑が数多く存在し、その保全に取り組んできましたが、樹木の伐採や雑木林の減少などにより、府中らしさを感じられる緑の減少が懸念されます。歴史や文化の蓄積や豊かな自然環境など、府中らしさを維持しつつ、都市としての魅力を更に高めていくことが重要です。

このことから、馬場大門のケヤキ並木や浅間山、府中崖線の緑、街中に残る農地など、府中らしさを醸し出す緑を守り・活かすことのできるまちづくりが必要です。

○ 都市にあるべき緑としての農地の保全・活用

農地は、食料の生産の場としてだけでなく、生き物の生息空間、地下水の涵養*、ヒートアイランド現象*の緩和、防災・減災、レクリエーション空間といった様々な機能を有しており、都市における重要な緑の空間となっています。このような都市における緑の機能を踏まえ、平成27年の都市農業振興基本法の制定や平成29年の都市緑地法等の改正により、「農地」が「緑」として位置付けられ、都市における重要な緑の要素であることが明確になりました。

本市は、市街地内に多くの農地が残っており、様々な機能を有する緑の空間としてだけでなく、ふるさとも感じられる景観の要素として重要な役割を担っていることから、農地の保全・活用に取り組むことが必要です。

○ 豊かな経験と技術を有する人財の活用

本市には、国立大学法人東京農工大学及び東京都立農業高等学校が立地し、緑に関わる多くの人財や技術を有しているほか、自然環境の保全に関わる取り組みを進めている様々な市民活動団体・ボランティアなどが活動していることから、緑のまちづくりを推進する上で貴重なパートナーとして、連携していく必要があります。

また、市民アンケート調査結果より、緑を守り増やす活動への関心や参加意欲がみられたことから、こうした人財を活かしていくことも必要となります。

○ インフラマネジメントの考えに基づく公園・緑地等の維持管理

本市は、大小様々な公園・緑地等が整備されており、住宅市街地の約98%は身近に公園・緑地等が整備されている状況にあります。また、府中の森公園や郷土の森公園などの大規模な公園の整備も進んでいる状況にあります。これらは、休息やレクリエーションの場としてだけでなく、地域のコミュニティを醸成する場、災害時の避難場所など、多面的な機能の発揮が期待される重要なグリーンインフラ*です。

しかし、本市の公園・緑地等の多くは高度経済成長期に整備され、施設の老朽化が進んでおり、「府中市インフラマネジメント計画（2018年度）」によると、今後35年間の年間の経費は、近年の維持管理・補修などの実績額を大きく上回るものと予測されています。本市の財政状況を確認すると、保育所需要や高齢化などを背景に社会保障関係費が着実に増加し続けており、また、将来の人口動向を鑑みても更なる増加が予想されます。そのため、今後は、公園・緑地等の維持管理・補修などに充当できる財源の確保が困難になることが想定されます。

このことから、公園・緑地等をより魅力的な空間とするための質の向上にも配慮しつつ、インフラマネジメントの考えに基づき、財政状況を鑑み中・長期的な視点による計画的な維持管理・補修を行い、公園・緑地等の老朽化へ対応していく必要があります。

○ 地球環境問題への対応

私たちの暮らし・活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の減少などは、地球規模で取り組む必要のある問題ですが、まず身近な環境に目を向けて取り組むことが、やがては全国に、そして全世界の環境問題の解決につながると考えることが重要です。

本市においても「府中市環境基本条例」とこれに基づく「府中市環境基本計画」のほか、「府中市生物多様性地域戦略」などの関連計画と連携しながら、緑や水辺などが持つ多様な機能を保全し、地球環境問題の解消や地域固有の種の保護など、生物多様性*の保全に寄与するとともに、良好な地域の環境形成に活かしていくことが求められます。

○ 民間事業者との協働による緑のまちづくり

近年、公共施設やインフラ*の整備運営などに関して、民間事業者のノウハウや資金を活用した良好な公共サービスを提供する手法として、PFI*・PPP*といった官民連携手法*が確立されつつあります。本市においても、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の更なる増加などにより、引き続き予断を許さない財政状況が続くことが想定される中、良好な公共サービスを提供するため、府中市公共施設等総合管理計画を策定し、老朽化した公園内の建物や遊具の改修・更新などに取り組むこととしています。

より良い公共サービスを提供するため、今後実施する公園・緑地等の整備・運営・管理などに関して、民間活力の導入可能性を適宜検討し、適切な手法を採用していくことが必要です。また、運営・管理については、エリアマネジメント*の考えを取り入れながら、包括的民間業務委託*や指定管理者制度*を始めとした、民間事業者との協働による取り組みを進めていく必要があります。

2. 計画改定の考え方

○ 府中ならではの緑や人財などの地域資源をフル活用します

本市は、地域の歴史文化を表す緑、生き物の生息空間でもある自然豊かな緑、府中を感じられる農の風景などの「緑の資源」、緑の保全・創出・維持管理に関わる多くの市民の方々や各種団体、民間事業者のノウハウ・マンパワー・資金力、緑に関わる教育機関などの「人的・経済的資源」、公園・緑地等の「公共社会資本」など、緑のまちづくりを進めるための素晴らしい「地域資源」を数多く有しています。

このことから、改定計画については、将来的に厳しい財政状況が見込まれている中、これらの「地域資源」をフル活用することで、市民の誰もが誇りに思える緑のまちづくりを実現するための計画とします。

【フル活用する地域資源】

① 府中らしさを感じられる緑

→ 府中らしさを感じられる緑を最良の状態に引き継ぐ

② 豊かな人財

→ 豊かな人財を活用し、緑のまちづくりを進める

③ 地域の財産である農地

→ 地域の財産として農地を保全・活用する

○ 緑の質をこれまで以上に向上させ、育てていくための計画とします

本市は、これまで、緑の「量的な充足」はもちろんのこと、緑の「質の向上」に主眼をおいて緑のまちづくりに取り組んできました。その結果、歩いて行ける身近な公園が市内のほぼ全域に配置され、量的な充足が進んだほか、公園の防災機能の向上など、質の向上も進んできています。

このように、緑の量的な充足が進み、また緑の質も高まりつつある本市においては、今後、緑が有する多様な機能が十分に発揮できるようにするとともに、市民が将来に渡って府中の緑を守り・育てていくことが重要です。

このことから、子どもから高齢者まで誰もが安全に快適で楽しく使える緑地や、管理が行き届き、府中らしさを感じる自然とふれあえる緑環境の整備、多様な生き物の生息を考慮した緑地の保全・創出、市街地の安全性をより高める緑地の確保など、「緑の質」をこれまで以上に向上させ、育てていく計画とします。

【質を高める緑】

①多様な生き物が生息する緑

→人と生き物が共存・共生したまちを実現する

②量的に充足した公園・緑地等のストック

→公園・緑地等の魅力を高める

→公園・緑地等を安全・安心して利用できるようにする

③都市の防災性に寄与する公園・緑地等

→災害時の市街地の安全性を高める

第4章

緑の将来像と目標

1. 緑の将来像

(1) 将来都市像

<将来都市像>

みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち

～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～

- 「第6次府中市総合計画」では、市民がまちづくりに主体的に参加しながら、相互に尊重し協力し合い、家族や地域でのつながりを大切にし、ふるさと府中の歴史・文化や自然環境を守り愛着を持って、安全安心で健やかに暮らすことを基本理念として、『みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち ～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～』を市民と市がともに目指す将来都市像として設定しています。
- 本計画においても、この将来都市像『みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち ～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～』を目指すものとし、緑の整備・保全・活用を通じて、将来都市像の実現に取り組むこととします。

(2) 計画テーマ

<計画テーマ>

緑を育て 緑に育てられる 「緑育」のまちづくり

- 私たちは、幼い頃から地域コミュニティの拠点でもある公園や緑地において「遊び」や「人とのふれあい」を通じて社会ルールを学び、身近な緑に「四季の豊かさ」や「やすらぎのひととき」を感じ、また、身近にある田んぼや畑を観て、毎日の食事を通じた農の大切さを認識するなど、日々の暮らしの中で、緑から多くのことを学び、育てられてきました。
また、都市の緑は、多様な生き物の生息空間となり、鳥や昆虫は、まちなかの貴重な緑の種子や花粉を広く運ぶなど、厳しい都市環境における生態系の維持においても重要な役割を担っています。
- このように、私たちや生き物の様々な働きかけが緑を育て、同時に緑の存在やその効用が私たちや生き物の生存を可能とするなど、私たちと緑の間には、「生かし」「生かされる」、「育て」「育てられる」という密接な関係があると、本市では考えます。
そのため、こうした緑と私たちとの関係を「緑育* (りよくいく)」と呼ぶこととし、『緑を育て 緑に育てられる 「緑育*」のまちづくり』を計画テーマとして掲げ、市民や市民活動団体、研究・教育機関や民間事業者、行政などの様々な主体が手を取り合いながら「緑育*」のまちづくりに取り組むことで、将来都市像である「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」を目指します。

(3) 将来目標

<将来目標（令和10年度）>

公園や都市緑化で緑あふれるまちとしての市民満足度を、
「77.1%」以上（6.5%以上の向上）とすることを目標とします。

（基準：平成28年度市民満足度「70.6%」 参考：平成29年度市民満足度「71.1%」）

- 本市は、市域のほぼ全域が都市公園*の誘致圏となっており、ケヤキ並木を始めとした様々な緑は、市域の約3割を覆うまでに至りました。その結果、公園や都市緑化で緑あふれるまちとしての市民満足度（平成28年度総合計画に関する市民意識調査）は、約71%に達しています。
- このように、量の充足への取り組みは一定の成果を挙げられたことや、改定の考え方である「緑の質をこれまで以上に向上させ、育てていくこと」を踏まえ、「緑の質の向上」に比重をおいた将来目標を設定します。
- また、これまで、育て・育てられてきた本市の緑を、失わずに次代に引き継いでいくため、将来の緑の確保目標を次のとおり設定します。

■ 緑の確保目標

指標	実績値		目標値
	平成20年3月	平成28年3月	令和11年3月
【指標1】 緑地率	25.37% (744.35ha)	24.90% (732.76ha)	25.0%
【指標2】 人口1人当たりの 都市公園面積 (都市公園面積/人口)	7.01㎡ (171.69ha)	6.87㎡ (178.35ha)	7.0㎡
【指標3】 緑被率	29.68% (870.75ha)	29.52% (868.63ha)	30.0%
人口	245,032人	259,752人	261,387人 (推計値)
府中市面積	2,934ha	2,943ha	

※国土地理院により市域面積の計測方法が、平成26年から、より精度の高い「電子国土基本図」の地図データを用いる方法に変更されました。そのため、平成20年3月と平成28年3月とでは、市の面積が異なります。

出典) 平成20年3月実績値人口：住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計
 平成28年3月実績値人口：国勢調査を基にした推計人口
 目標値人口：第6次府中市総合計画後期基本計画の推計人口

(4) 緑育のまちづくりの基本目標

- 『緑を育て 緑に育てられる 「緑育*」のまちづくり』を計画テーマに様々な取り組みを進めることによって、将来都市像である『みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち』を実現するため、計画改定の考え方を踏まえ、次の5つの視点から緑育*のまちづくりの基本目標を定めます。

基本目標1：府中らしさを感じられる緑を守り・育てる視点

府中らしさを感じられる緑を次代に継承し、 新しい文化を醸成する「緑育」のまち

ケヤキ並木や大國魂神社、豊かな自然を残す浅間山や崖線*の緑は、人と自然が共存してきた府中市の歴史・文化が刻まれた府中らしさを感じられる重要な緑です。また、市内に残る農地は、府中の原風景として無くてはならない要素です

このため、これら特色ある緑を守り・育てるとともに、その取り組みを通じ、都市における暮らしと自然の新たな関係を構築することで、「府中らしさを感じられる緑を次代に継承（育て）し、新しい文化を醸成する（育てられる） 「緑育*」のまち」を目指します。

基本目標2：協働によって緑を育てる視点

ともに緑のまちづくりに取り組み、地域とのつながり・ コミュニティを醸成する「緑育」のまち

緑とふれあうことで「緑への愛着」が生まれ、多くの仲間と緑を育てる活動に取り組むことで「人と人とのつながり」が芽生え、「まちの緑は自分たちで守り育てる」という気持ちが醸成されると考えます。

次代に向けて緑を守り育てていくためには、主体的に緑に関わる人々を増やし、その活動を促すことが重要となります。

このため、市民活動団体や民間事業者などの様々なまちづくりの主体と行政が協働して緑を育てる活動に取り組むことで、緑を仲立ちとした人と人、人と地域のつながりや地域コミュニティが強固となる、「ともに緑のまちづくりに取り組み（育て）、地域とのつながり・コミュニティを醸成する（育てられる） 「緑育*」のまち」を目指します。



基本目標3：都市の魅力をもつ緑の視点**身近な緑を守り、増やすことで、暮らしの場に
ふさわしい環境が形成された「緑育」のまち**

都市は公園や道路などの公共空間だけでなく、住宅地や店舗・工場地、農地などの民有地が大半を占めていることから、緑豊かな環境を形成していくためには、民有地における緑の保全や緑化が重要となります。特にこれらの緑は、ヒートアイランド現象*の防止や大気の浄化といった物理的な環境改善効果だけでなく、四季の変化が風景に彩りを与える心理的な効果など、都市の魅力をもつ多面的な効果の発揮が期待されます。また、農地においては、新鮮な農産物の生産だけでなく、都市の安全性を高める防災空間としての機能、都市に潤いや安らぎを与える緑地空間としての機能など、多面的な機能を有しています。

このため、身近な緑を守るとともに、緑化に取り組むことが、暮らしや経済活動の場としての都市の質を高めるとの認識にたつて、「身近な緑を守り、増やす（育て）ことで、暮らしの場にふさわしい環境が形成された（育てられる）「緑育*」のまち」を目指します。

基本目標4：暮らしを楽しむ場としての緑の視点**自然とふれあえる魅力的な空間を備えた、
暮らしに楽しさやくつろぎが感じられる「緑育」のまち**

公園・緑地等は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が利用可能な市民の共有財産です。自然とのふれあい、スポーツ・レクリエーション活動、健康増進、文化活動などの多様な活動の場としての役割があります。また、こうした活動を通じて享受できる楽しさや生きがいが、暮らしの質を高めることにもなります。

このため、このような公園・緑地等を、財政面において過度な負担を残すことなく、良好な状態で次代に引き継ぐことを念頭におきながら、それぞれの緑地に期待される機能に配慮した空間の整備や、日常的な維持管理、緑地の使い方・使われ方などを総合的に考慮した緑地の運営に取り組み、「自然とふれあえる魅力的な空間を備えた（育て）、暮らしに楽しさやくつろぎが感じられる（育てられる）「緑育*」のまち」を目指します。



基本目標5：都市の安全・安心に寄与する緑の視点

**暮らしの安全を支える緑を維持し、
安心できる市街地環境を備えた「緑育」のまち**

公園・緑地等は、災害時の避難場所となるオープンスペース*であるほか、緑は土壌の安定による急傾斜地崩壊の防止、緑が保持する水分の蒸散効果による延焼の防止、建物の倒壊や落下物からの保護など、災害の防止や低減に対する多様な効果の発揮が期待されます。

一方、管理の不十分な公園・緑地等は、犯罪の発生が懸念される都市の死角となる可能性も有しています。

このため、良好な状態で安全性が確保され、期待される効果が十分に発揮されるよう、緑の保全と防犯の視点も加味した適切な維持管理に取り組むとともに、計画的な配置を進めるなど、「暮らしの安全を支える緑を維持し（育て）、安心できる市街地環境を備えた（育てられる） 「緑育*」のまち」を目指します。





緑育のまちづくりのイメージ

2. 緑の将来構造

(1) 将来構造の考え方

- 市内には、崖線*や浅間山などの緑地、多摩川や用水などの水辺、馬場大門のケヤキ並木や大國魂神社をはじめとする寺社林*、地域に残る樹木・樹林など、歴史や文化を醸し出す自然環境が残されています。また、これらの緑を生息空間とする多くの生き物も確認されるなど、自然の豊かさは本市の大きな魅力となっています。
- 『緑を育て 緑に育てられる 「緑育*」のまちづくり』によって実現される、まちの将来構造は、こうした水や緑が持つ様々な機能をより高めることが重要となります。
- このため、「水と緑のネットワークの形成」を基本的な考え方とし、郷土の森公園などを中心とした拠点整備を進めるとともに、府中崖線や多摩川を軸とし、これらを通じた新田川緑道や二ヶ村緑道等の緑道・遊歩道、さらには、東八道路や桜通りなど街路樹のある道路などで結ぶことによって、「緑の将来構造」を構築することとします。
- また、水と緑のネットワークの形成は、生き物の生息環境を保全することを目的に、生き物の生息空間の確保とその移動経路となる「緑の回廊（コリドー*）」の形成に配慮します。



馬場大門のケヤキ並木と大國魂神社周辺

(2) 緑の拠点

- 緑の豊かさや美しさを感じられ、かつ安全で快適に住める緑育*のまちづくりを進めるため、「緑の機能」をもとに、11の区域を「緑の拠点」と位置付けます。

<緑の中核的な拠点>

本市を代表するまとまりのある緑や、特徴的な緑の空間は広域的な緑の拠点となるよう「緑の中核的な拠点」と位置付けます。



郷土の森公園周辺

●郷土の森公園周辺

各種の文化・スポーツ施設が集積し、多くの市民に親しまれている大規模な公園であり、府中市水と緑のネットワーク拠点整備実施計画によって、更に機能の拡充が進められていることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置付けます。

●ケヤキ並木周辺

市の表玄関である府中駅を核に中心市街地が形成され、馬場大門のケヤキ並木や大國魂神社など、本市の歴史・文化を伝える緑が残されていることや、水と緑のネットワークの要の位置にあることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置付けます。

●府中の森公園周辺

中心市街地に近接する地域にあり、府中市美術館や庭球場・野球場といった、文化施設やスポーツ施設などの多様な機能を持つ総合公園が整備されていることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置付けます。

●浅間山公園周辺

市内で唯一の「山」であり、ムサシノキスゲをはじめとする貴重な植物などがみられ、隣接する多磨霊園と一体となってまとまりのある武蔵野の雑木林が残されていることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置付けます。

●武蔵野公園周辺（国分寺崖線）

国分寺崖線の緑や野川の水辺と一体となった規模の大きな公園であり、都立公園として、今後も拡充整備が見込まれることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置付けます。

＜地域における緑の拠点＞

- 地域住民に親しまれている地域の核となる公園や、地域の特徴的な緑の空間は、地域の緑の拠点となるよう、これらを含む一体を「地域における緑の拠点」と位置付けます。



東京農工大学周辺

●武蔵台公園周辺（国分寺崖線）

武蔵台公園を中心に都立多摩総合医療センターや武蔵台文化センターなどの各施設と国分寺崖線に残る緑が一体となった良好な環境が形成されており、本市の北西部を代表する緑の空間として、景観の保全・活用が期待される区域であることから、ここを「地域における緑の拠点」と位置付けます。

●西府町緑地周辺（府中崖線）

西府町緑地周辺は、西府駅や西府文化センターに隣接し、周辺の公園などと一体となって市西部地域の拠点を形成しています。また、府中崖線に沿って水路が形成されている市川緑道などは、特徴的な緑の空間であることから、ここを「地域における緑の拠点」として位置付けます。

●四谷樹林地周辺（四谷さくら公園周辺）

四谷さくら公園周辺に残る樹林や農地は、本市の原風景を今に伝える数少ない緑です。こうした風景を守り、活かした緑育*のまちづくりが期待されることから、ここを「地域における緑の拠点」と位置付けます。

●小柳公園周辺

本市の南東部の核となる公園として様々な役割が期待されており、また、北多摩一号水再生センター及び上部の小柳町運動公園、多摩川河川敷と一体となった、緑の空間の保全・活用も望まれることから、ここを「地域における緑の拠点」として位置付けます。

●武蔵野の森公園（北地区）周辺

スポーツ・レクリエーションの場として親しまれ、隣接する教育施設の緑と一体となって、文化の香り高い景観が形成されていることから、ここを「地域における緑の拠点」と位置付けます。

●東京農工大学周辺

緑をはじめ、広く社会や自然環境が調和した科学技術の進展への貢献を理念とした学術研究機関が立地し、またキャンパスには豊かな自然環境が形成されていることから、ここを「地域における緑の拠点」と位置付けます。

(3) 農地が集積するエリア

- 農地が市街地内に多く残る四谷や押立町などの地域については、農地と低層住宅が調和・共存していることから、良好な居住環境と営農環境の共生を推進していく地域として、ここを「農地が集積するエリア」と位置付けます。



農地

(4) 水と緑の軸

- 府中崖線や多摩川は、本市を東西に横断する緑の骨格となることから、これらを「水と緑の軸」と位置付けます。

●府中崖線

本市のほぼ中央を東西に樹木が連なる「府中崖線」は、本市を代表する特徴的な緑のひとつであり、緑豊かな景観を形成していることから、ここを「水と緑の軸」と位置付けます。

●多摩川

多摩川は、本市の南側、四谷から押立町までの約9kmにわたって水辺を形成し、その河川敷は広大な緑の空間となっていることから、ここを「水と緑の軸」と位置付けます。

(5) 水と緑のネットワークゾーン

- 緑の拠点と水と緑の軸を相互に結ぶ緑道や遊歩道、街路樹のある道路、用水路を中心とし、周辺の公園・緑地等や宅地内の緑を含めた区域を「水と緑のネットワークゾーン」と位置付けます。



新田川緑道

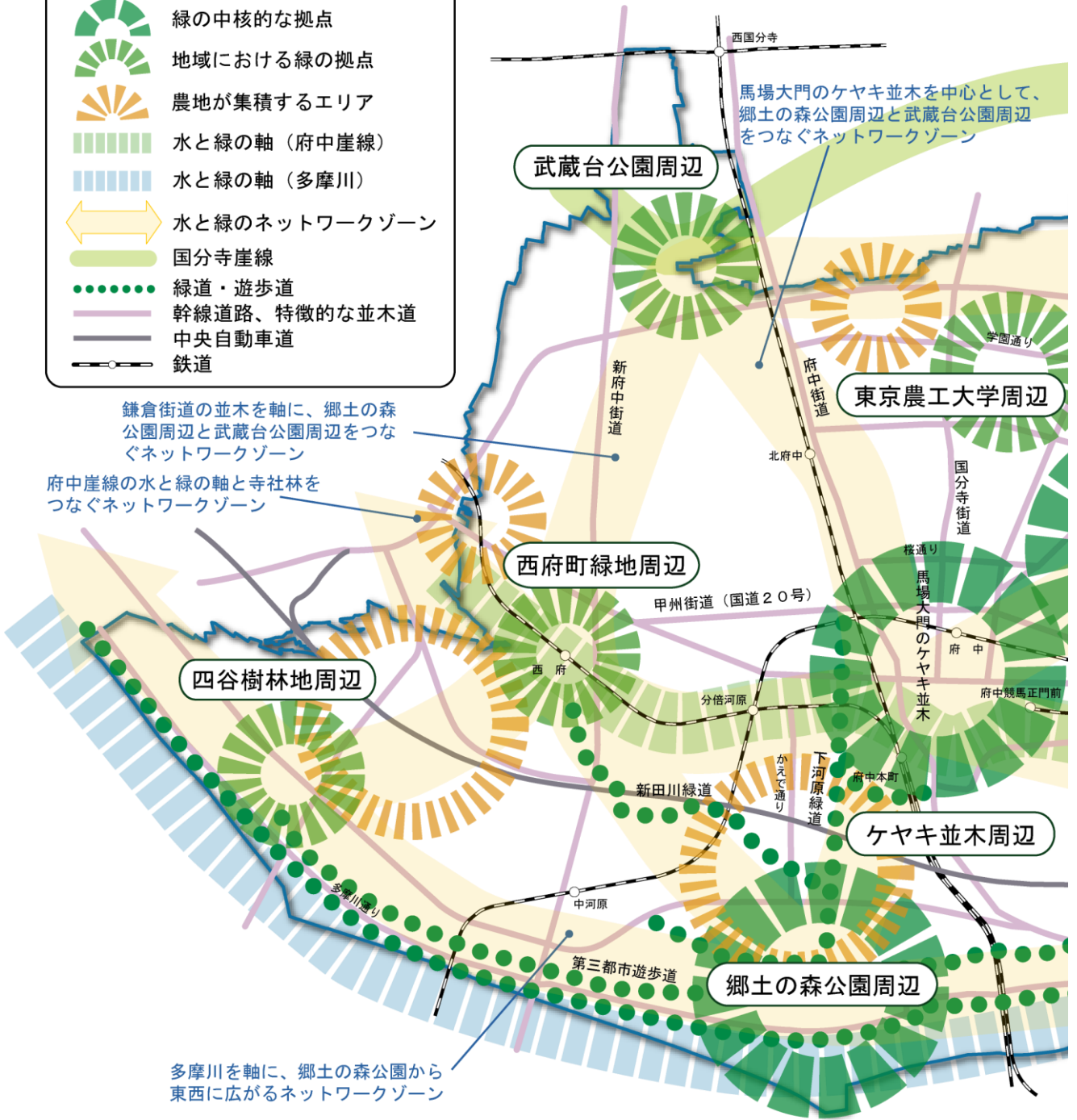
— 将来都市像 —

みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち

緑の将来構造図

凡 例

-  緑の中核的な拠点
-  地域における緑の拠点
-  農地が集積するエリア
-  水と緑の軸（府中崖線）
-  水と緑の軸（多摩川）
-  水と緑のネットワークゾーン
-  国分寺崖線
-  緑道・遊歩道
-  幹線道路、特徴的な並木道
-  中央自動車道
-  鉄道



鎌倉街道の並木を軸に、郷土の森公園周辺と武蔵台公園周辺をつなぐネットワークゾーン

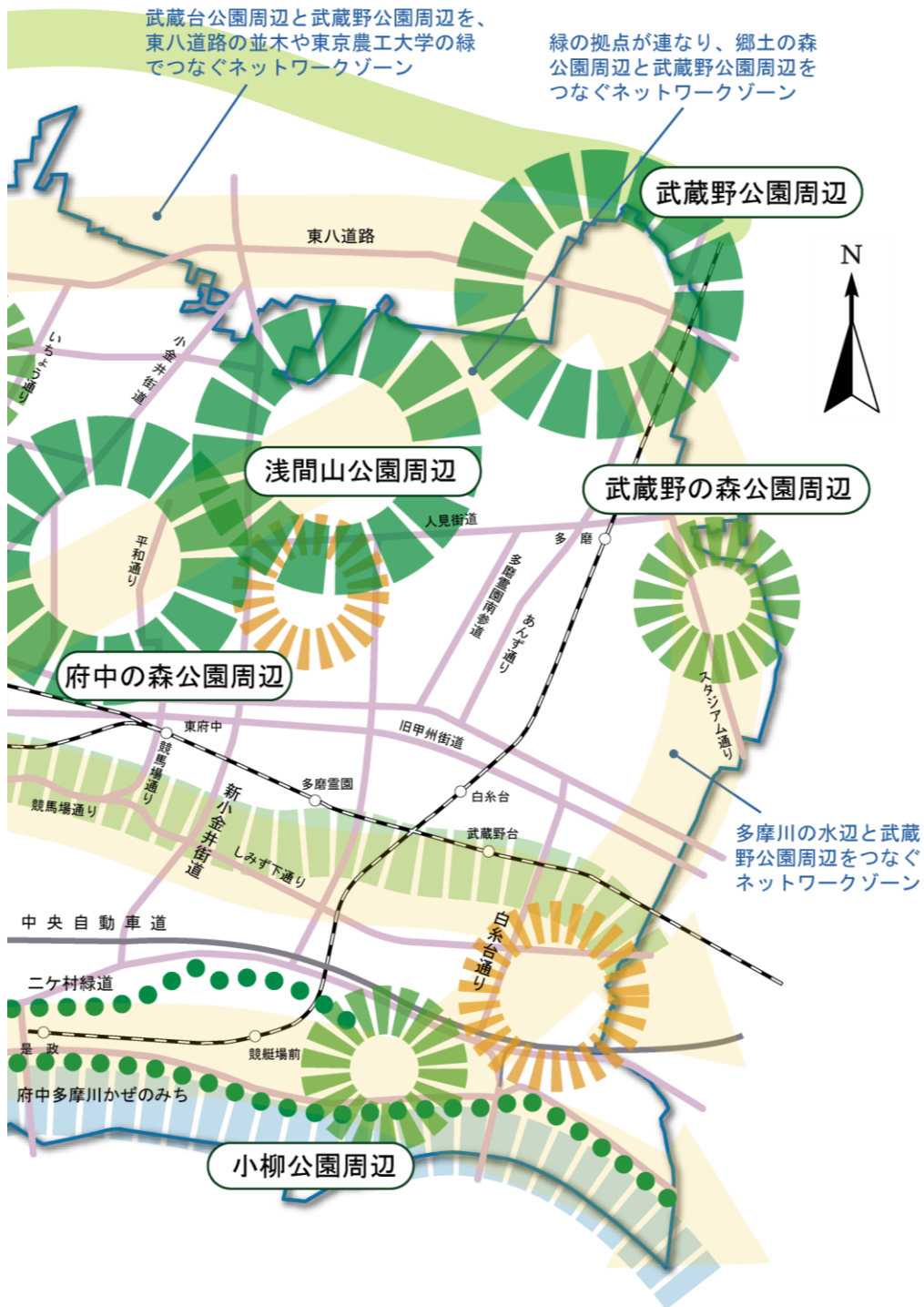
府中崖線の水と緑の軸と寺社林をつなぐネットワークゾーン

馬場大門のケヤキ並木を中心として、郷土の森公園周辺と武蔵台公園周辺をつなぐネットワークゾーン

多摩川を軸に、郷土の森公園から東西に広がるネットワークゾーン

第4章

—計画テーマ—
緑を育て 緑に育てられる「緑育」のまちづくり



第5章

緑の将来像の実現に向けた施策

1. 施策の基本方針

計画改定の考え方を踏まえた5つの視点により定めた、緑育*のまちづくりの基本目標ごとに、その実現に向けた施策の基本方針を示します。

(1) 府中らしさを感じられる緑を守り・育てるための施策の基本方針

- 馬場大門のケヤキ並木や府中崖線の緑、浅間山や郷土の森公園、多摩川の水辺の連続する緑などは、将来にわたって残すべき重要な本市の資産であることから、緑を着実に守り・活かすことができる法制度の活用や取り組みを位置付けます。
- また、保存樹木*に指定されている樹木や屋敷林*、寺社林*など、市民に親しまれている民有の樹木・樹林については、経済的・技術的な支援に加え、所有者の方が気軽に相談できる環境を整備するなど、次代に引き継いでいくための取り組みを位置付けます。
- さらに、ふるさとの原風景を感じられる農地については、農業の担い手の減少などにより年々減少しており、令和4年には生産緑地地区*の制限の解除が可能となる時期を迎えることから、都市にあるべき緑として確保し続けるため、農地が持つ様々な機能に着目した上で、農地の利活用の促進や担い手育成、拡充された制度活用などの取り組みを位置付けます。

<基本目標1に関わる施策の基本方針>

基本方針①：まちのシンボルとなる緑を守り、活かします

基本方針②：ふるさとの原風景を感じる農地を守り、活かします

基本方針③：水辺環境を守り、活かします

(2) 協働によって緑を育てるための施策の基本方針

- 緑に関する活動への自主的・主体的な取り組みは、地域への愛着を醸成するとともに、地域コミュニティの形成にも寄与するものであることから、緑の保全・緑化活動への意識啓発を図り、担い手を育成するための取り組みを位置付けます。
- また、市民活動団体や研究・教育機関、民間事業者や個人などとの更なる協働に向け、新たな体制づくりや財源確保の手段を位置付けます。

<基本目標2に関わる施策の基本方針>

基本方針①：緑のパートナーづくりに取り組みます

基本方針②：緑のパートナーと協働して緑のまちづくりに取り組みます

(3) 都市の魅力高める緑に関わる施策の基本方針

- 都市の大半を私有地が占める状況において、緑あふれるまちの実現には、市民や民間事業者などの協力を得ながら、個人の住宅地や民間事業者が開発する空間などにおいて緑を保全・創出していくことが重要です。このことから、市民や民間事業者などが緑の保全・創出に取り組むことができるように、個人の住宅地の緑地空間の創出や、民間事業所の屋上・壁面緑化などに対する支援の充実、開発事業に対する緑空間確保の誘導、都市緑地法などに基づく緑化地域制度*や市民緑地認定制度*の活用などの取り組みを位置付けます。
- 公共施設については、地域のランドマークとして市民や民間事業者などが主体的に進める緑化の先導的な役割を担うことから、街路樹の適切な維持管理や、効果的な屋上・壁面緑化などの緑化事業を位置付けます。
- 本市が有している多様な生き物が生育できる環境は、人が自然と触れあえる機会を与えるなど、人々の暮らしに様々な恩恵をもたらしてくれることから、多様な生き物が生息できる水と緑の空間の保全と再生に向けた取り組みを位置付けます。

<基本目標3に関わる施策の基本方針>

基本方針①：公共施設の緑化に取り組みます

基本方針②：暮らしの場の緑を守り、増やします

基本方針③：開発事業における緑化を適切に誘導します

基本方針④：生き物の生息環境に配慮した空間を保全・確保します

(4) 暮らしを楽しむ場としての緑に関わる施策の基本方針

- 暮らしを楽しむ場、地域コミュニティをはぐくむ場として、子どもから高齢者まで地域の誰からも愛されて安全に使われる公園となるよう、法改正により設けられた新たな制度などを活用した公園のリニューアルや公園利用者の安全性の確保に向けた適切な維持管理、公園の運営・活用に関するガイドラインの作成や地域イベントの開催などの取り組みを位置付けます。また、本市では、住宅市街地の約98%が公園の誘致圏内に収まる状況となっていることから、長期未着手の都市計画公園*・緑地については、必要性などを考慮の上、今後のあり方を検討していきます。
- 市内の公園・緑地等や水辺が有機的につながり、多様な機能がより発揮されるよう、生き物の生息空間や移動経路としての役割にも配慮した、公園・緑道・用水路などの整備・機能強化などによる水と緑のネットワーク化を位置付けます。用水路などについては、季節に関わらず通年で水辺を感じられる取り組みを位置付けます。

<基本目標4に関わる施策の基本方針>

基本方針①：公園・緑地等の魅力の向上を図ります

基本方針②：公園・緑地等の適切な管理・運営・活用を進めます

基本方針③：水と緑のネットワーク化を進めます

(5) 都市の安全・安心に寄与する緑に関する施策の基本方針

- 公園・緑地等については、誰にとっても心地よく安心して使える空間となるよう、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づく整備や樹木の適切な間引きなどによる見通しの確保、照明の適切な配置などの取り組みを位置付けます。
- さらに、公園・緑地等や街路樹のある道路は、災害時の避難場所・避難路となるほか、延焼による被害拡大を抑えるなど、防災面での機能も果たすことから、防災機能を有した施設への更新や地域住民による防災訓練・防災イベント等の実施の場として活用を位置付けます。
- また、府中崖線西府緑地などの土砂災害の被害の恐れがある箇所については、被害を軽減させるため、樹木の管理方法などを検討します。

<基本目標5に関わる施策の基本方針>

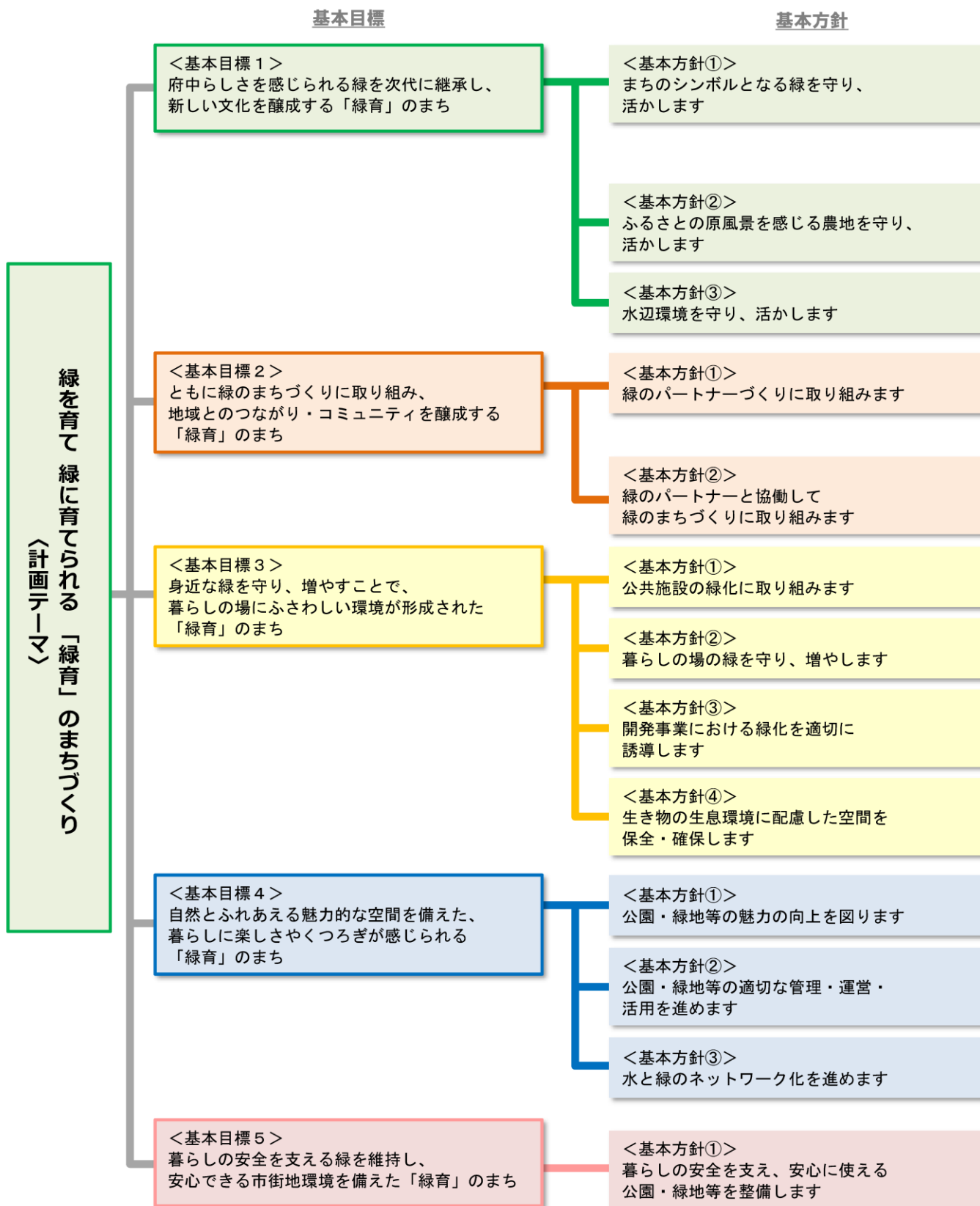
基本方針①：暮らしの安全を支え、安心に使える公園・緑地等を整備します



浅間山公園、多磨霊園、武蔵野公園、野川公園

2. 緑の将来像実現に向けた施策

緑の将来像の実現に向けて、緑育*のまちづくりの基本目標ごとに定めた施策の基本方針から、取り組むべき施策を示します。





基本目標1：府中らしさを感じられる緑を守り・育てる視点

府中らしさを感じられる緑を次代に継承し、 新しい文化を醸成する「緑育」のまち

基本方針①：まちのシンボルとなる緑を守り、活かします

施策1 ケヤキ並木の保護・更新

国の天然記念物である「馬場大門のケヤキ並木」は、緑のシンボルであり、都市化した街の中にある市民の憩いの場として、ひととき重要な資産となっています。しかし、ケヤキ並木周辺は、自動車交通量の増加や、沿道建築物の高層化によりけやきの生育環境が悪化し、枯死による落枝や倒木などによる危険性の増大が危惧されます。

このため、ケヤキ並木は、重要な資産として保護（育て）し、地域の歴史文化を醸成する（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、平成20年に策定した「国指定天然記念物 馬場大門のケヤキ並木保護管理計画」に基づき、ケヤキ並木を取り巻く生育環境を改善し、保護するとともに、更新も視野に入れた取り組みを進めます。

（1）生育環境を改善します

① ケヤキ並木を保護するため、樹木医*などの専門家の協力を得てけやきの健康状態を診断し、腐朽菌*被害対策、客土*・施肥*による土壌の改良、生育に適した植栽柵への改善、ケヤキ並木周辺の雨水の浸透化の促進などに取り組みます。

② けやきの根を踏圧から守り、枝先の空間を確保するための方策として、地区計画*などによる沿道建築物の壁面後退の誘導を検討します。また、道路及び壁面後退部分の根張空間を確保するため、地中空間の改善策を検討します。

③ 自動車の通行などに伴う生育環境の悪化を避けるため、関係機関と連携し、モール化*を目指します。



専門家によるケヤキ並木の診断

(2) 後継樹の育成によりケヤキ並木を保護・更新します

- ① ケヤキ並木を更新するため、次世代の古木となるけやきを選定し、競争木となる樹木の伐採や、定期的な樹木診断による生育状況の点検などを実施します。
- ② 他樹種が優占している場合は、不要な樹木の除去と同時に、後継樹として並木の中に生育するけやきの移植や実生を育成したけやきを補植することにより、ケヤキ並木を保護します。



後継樹の育成
(けやきの種を拾う都立農業高校の生徒たち)

(3) ケヤキ並木に調和した街並みを形成します

ケヤキ並木の沿道では、ケヤキ並木と調和した、美しく、風格ある街並みを保全・創出するため、「府中市景観条例*」や「府中市地域まちづくり条例*」の運用のほか、「けやき並木景観整備基本計画」に基づき、公開空地*の確保や緑化の促進、沿道建築物における壁面後退や建物デザイン、スカイライン*の調和を適切に誘導します。



ケヤキ並木の沿道

(4) ケヤキ並木を守る市民活動団体及び民間事業者などを支援します

市民活動団体や民間事業者などが行っているケヤキ並木の清掃活動などを促進するため、「広報ふちゅう」や市ホームページを通じて市民の参加や協力を呼びかけるとともに、清掃道具の貸し出しなどの支援を実施するほか、より市民が関心を高め、その保全・育成に向けた活動に参加しやすい仕組みを検討します。

施策2 崖線の樹木の保全・活用

崖線*に残る自然樹木は、身近に自然を感じられる貴重な緑の空間であるだけでなく、斜面の緑が、自然の豊かさを感じられる景観要素ともなっています。しかしながら、土地利用の転換などにより自然樹木が減少し、崖線周辺においては、湧水の枯渇も進みつつあります。

このため、残されている自然樹木を継承（育て）し、自然の豊かさを感じられる景観要素として活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、東京都及び関係自治体で構成される「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」と連携し、緑の軸を構成する重要な自然樹木として保全・活用を図ります。

（1）崖線の樹木を保全します

① 崖線*の樹木を良好な状態に保つため、市民や民間事業者の協力を得て、下草刈りや枝打ちなど、適切な維持管理を実施します。

② 府中崖線の樹木は、恒久性を確保するため、「緑確保の総合的な方針（東京都）」における確保候補地に位置付け、都市緑地法や条例などに基づく地域制緑地*の制度などを活用した保全に取り組みます。また、市が参画する「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」のもと、東京都及び関係自治体と連携して保全に取り組みます。



府中崖線の樹木

③ 府中崖線周辺の湧水を保全するため、透水性舗装*などによる道路整備などを実施します。また、雨水の地下への涵養*を促進するため、崖線*に限らず、環境に配慮した市内の個人住宅への雨水浸透施設*の設置にも取り組みます。

④ 国分寺崖線の樹木のうち、市が管理している武蔵台公園内の樹木については保全に努め、東京都が管理している都立多摩総合医療センター内の樹木については、適切な保全を図るよう要請します。

⑤ 崖線*の樹木を将来に渡って引き継いでいくため、研究機関などと連携し、実態調査や保全・活用方法の研究に取り組みます。

（2）崖線の緑と調和した周辺環境を創出します

① 崖線*の緑と調和する緑の環境を創出するため、崖線周辺を対象区域に、地区計画*制度を活用した「緑化率条例*制度」や都市緑地法による「緑地協定*」などの適用を検討します。

② 崖線*の自然景観や眺望景観を確保するため、崖線*の周辺区域に対して、まちづくり誘導地区*の指定や地区計画*制度の導入を検討します。

施策3 浅間山の自然の保全・活用

多磨霊園から続く浅間山には、ムサシノキスゲなどの貴重な植物が自生しており、武蔵野の面影を残した良好な自然環境が形成されています。浅間山は、都立公園として整備が進められ、緑が保全されていますが、周囲の宅地化などにより、浅間山を取り巻く環境が変わりつつあります。

このため、貴重な動植物を含めた自然生態系を保全（育て）し、自然の豊かさを感じられる景観要素として活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、浅間山を含めた周辺地域について、良好な自然環境とふるさとを象徴する景観を保全します。

（1）「ムサシノキスゲ」などの生き物を保護します

浅間山の自然及び生育環境の保護に向けて、東京都をはじめ、浅間山自然保護会や府中野鳥クラブなどの市民活動団体と行政の協働による活動を進めます。



浅間山公園での活動

（2）都立浅間山公園の拡充・整備を東京都に要請します

緑の拠点にふさわしい緑とするため、生き物の生息空間や自然とのふれあい・環境学習の場としての機能を拡充するとともに、未整備区域の整備を東京都に要請します。

（3）浅間山に調和した景観を誘導します

- ① 浅間山の良好な景観と調和した緑豊かな空間とするため、その周辺地域を対象に、地区計画*制度を活用した「緑化率条例制度*」や都市緑地法による「緑地協定*」などの適用を検討します。
- ② 浅間山の自然景観や浅間山からの眺望を確保するため、「浅間山周辺地区まちづくり誘導計画」に基づき、地区施設の整備や周辺の景観に調和した建築物及び工作物の設置を誘導します。

（4）自然環境学習の場として活用します

浅間山は、様々な生き物が生息し、身近に自然とふれあえる貴重な空間であることから、市内の小中学校が実施する自然環境学習の場として活用できるように、学習プログラムの作成について検討します。

施策4 保存樹木・樹林等の保全

ふるさとの名木として府中の長い歴史と文化の中を生き続け、地域の人に親しまれてきた「府中の名木百選*」や、健全で樹容*が美観上特に優れている樹木・樹林である「保存樹木*」「保存樹林*」は、市民の協力を得て保全に努めていますが、枯死や倒木などにより減少しています。

このため、地域の大切な資産として継承（育て）し、地域を象徴する景観要素として活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、一層の保護対策の充実を図り、樹木の保全に取り組みます。

（1）保存樹木などの維持・保全に努めます

- ① 指定している樹木などに対し、維持管理にかかる費用の一部を補助することにより、地域にある貴重な緑として適正に管理・保全できるよう努めます。
- ② 優れた樹容*を保つための剪定や施肥*による地力回復、病虫害対策や日常の手入れ方法などに関して、各専門家の助言や指導を受けられるよう相談窓口を含めた仕組みづくりを検討します。
- ③ 補助制度の活用や相談窓口を含めた仕組みなどの利用を促すため、「広報ふちゅう」や市ホームページなどを通じたPR活動の充実を図ります。

（2）保存樹林などに対する市民緑地契約制度などの活用を検討します

保存樹林*などの担保性をより高めるため、管理の負担軽減や優遇税制により土地の所有コストを軽減できる市民緑地契約制度*などの活用を検討します。

施策5 重要な景観資源の保全

本計画において重要な緑として位置付けている、ケヤキ並木や崖線*、多摩川などの緑は、「府中市景観計画」においても重要な景観資源を含む地区として位置付けられており、景観形成推進地区に指定し、その保全に取り組んでいます。

このため、本市固有の景観を維持・保全（育て）し、美しさや風格の感じられるまちの資源として活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、これら景観上重要な緑については、「府中市景観計画」に基づき、適切な保全を図ります。

（1）景観形成推進地区における景観資源の維持・保全に努めます

- ① 次の景観形成推進地区については、府中市地域まちづくり条例*や府中市景観条例*と連携し、重要な緑の景観資源を保全します

- 1) 大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区
- 2) 国分寺崖線景観形成推進地区
- 3) 府中崖線景観形成推進地区
- 4) 浅間山周辺景観形成推進地区
- 5) 多摩川沿川景観形成推進地区

- ② 各景観形成推進地区の景観形成の目標及び方針を実現するため、まちづくり誘導地区*や地区計画*制度などの活用を検討します。

（2）景観重要公共施設における良好な景観形成を推進します

「府中市景観計画」に定められている次の景観重要公共施設*やその周辺の土地利用については、地域のまちづくりなどと連携して良好な景観の形成に配慮した整備を行うとともに、国や東京都などの関係機関に対して、景観的な配慮を要請します。

- 1) 景観重要道路：国分寺街道（けやき並木通り）、市道4-50号線・市道4-55号線
- 2) 景観重要公園・緑道：郷土の森公園、緑道・遊歩道（下河原緑道、二ヶ村緑道、新田川緑道、第三都市遊歩道、多摩川かぜのみち）
- 3) 景観重要河川：多摩川

基本方針②：ふるさとの原風景を感じる農地を守り、活かします

施策6 農地の保全・活用

農地は、農産物の供給だけでなく、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象*などの都市気象の緩和、保水機能や遊水機能による都市水害の防止、生き物の生息空間、ふるさとも感じられる景観の形成など、様々な機能を有しており、本市の緑被*地の約2割を占める貴重な緑の空間となっています。しかしながら、都市における農業の存続が年々厳しさを増し、農地は減少しています。

このため、様々な機能を持つ農地を保全（育て）し、地域の環境形成に活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、農地が保全・活用されるよう、生産緑地地区*の追加指定などに取り組みます。

（1）農業振興を進め、農地を保全・確保します

- ① 農地を保全・活用していくため、府中市農業振興計画に基づきながら、民間事業者や若い世代が参入しやすい都市農業の推進のほか、農産物の地産地消*や花卉*の委託栽培、農業に親しむ環境の創出、農業まつりや府中マルシェの開催など、農業経営環境の向上や都市近郊の強みを活かした農業振興に取り組みます。



府中マルシェ



府中の農業を応援する広報誌
(民間事業者による取り組み例)

- ② 都市内の農地を保全し、農業が営まれている風景を継承していくため、農地や屋敷林*などが比較的まとまって残る地区について、東京都の制度である「農の風景育成地区制度*」などの活用を検討します。

(2) 生産緑地法に基づく制度を活用し、農地を保全します

- ① 生産緑地地区*に指定されていない農地については、緑地として担保するため、緩和した指定面積要件を活用しながら、関係機関と連携して追加指定に取り組みます。また、宅地などに転用された農地の再転用に対する追加指定についても検討します。



生産緑地地区

- ② 指定から30年が経過する生産緑地地区*については、買取申出期間が10年延長される「特定生産緑地指定制度*」の創設を踏まえ、特定生産緑地の指定に取り組み、農地としての継続的な保全・利活用を促進します。
- ③ 生産緑地法に基づく買取りの申し出に対しては、農地が引き続き保全・活用されるよう、市による取得や他の営農者の取得のあっ旋に取り組みます。

(3) 市民農園などとして保全します

市民が自然とふれあい、土に親しむことによって生活に潤いを与えてくれる「市民農園*」としての農地の借用や、学校教育における農業体験の場として農地を保全します。

(4) 農地と住宅地が調和した環境を形成します

農地と住宅地が調和した環境を形成するため、まとまりのある農地の残る区域などにおいて、用途地域として追加された「田園住居地域*」の指定を検討します。

(5) 農業公園の設置を進めます

農とのふれあいを通じて、市民が農の楽しさを感じられるとともに、協働作業を通じた地域コミュニティづくりや都市農業の魅力及び必要性を発信する場として、「農業公園*」の設置を進めます。

農業公園*は、西府町において整備を進めている施設を農業公園*全体の拠点となる施設とし、南町及び小柳町における施設を付属的施設とする分散型の設置を進めます。



農業公園イメージ

基本方針③：水辺環境を守り、活かします

施策7 多摩川の保全・活用

多摩川は、「多摩川水系河川整備計画*（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」に基づき整備が進められており、水と緑にふれあえる貴重な水辺空間となっています。

このため、貴重な水辺空間として保全（育て）し、水や緑とのふれあいの場として活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、水辺の生態系や水辺景観を保全するとともに、市民の多様なレクリエーション需要に応えた改善・整備を進めます。また、スポーツ施設においては、安全・安心な施設として快適に利用できるよう整備に努め、水辺における自然とのふれあいなどにより、環境を学ぶ場としても活用していきます。

（1）「多摩川水系河川整備計画」に基づく整備・保全を進めます

- ① 多摩川河川敷においては、市民の多様なスポーツ・レクリエーション需要に応えることができるよう、公園・運動施設などの適切な維持管理を進めます。

しかしながら、昨今の台風や大雨などによる河川敷の浸水被害に関し、防災・減災対策に取り組むため、国の「多摩川水系河川整備計画」等の見直し動向を注視するとともに、市の関連計画と連携を図りながら、河川敷活用の在り方について検討を進めます。



多摩川河川敷

- ② 新たな河川空間整備にあたっては、多自然型工法*の導入や生き物の生息空間となる瀬や淵の確保など、自然生態系の保全に十分配慮した整備を国の関係機関に要請します。

（2）多摩川的环境保全を進めます

- ① ツバメの集団ねぐら*やヒバリの生息地などが存在する河川空間の自然環境の保全に関して、市民と協働し、河川空間の清掃やつる植物などの外来種*の駆除などを実施します。
- ② 河川敷を利用した際のごみの持ち帰りについて周知徹底を図るなど、国の管理部門とも連携を図りながら適切な維持管理に努めます。

（3）多摩川の景観に配慮したまちづくりを推進します

多摩川沿いの道路緑化を進めるとともに、その周辺地域においては、府中市地域まちづくり条例*や府中市景観条例*などの運用により、多摩川の景観に配慮したまちづくりを推進します。

(4) 「府中水辺の楽校」を支援します

- ① 小学生とその保護者を対象に、多摩川河川敷で生き物とふれあい、水辺での遊びを通じて親子で環境を学ぶ機会を提供する、「府中水辺の楽校」の開催を継続的に支援します。
- ② 様々な活動を広く紹介することにより「府中水辺の楽校」に対する市民の協力を促します。



府中水辺の楽校

施策8 まちなかの用水路の活用

(1) 用水路の活用を進めます

- ① 農業用水路*などは、ふるさとも感じられる田園風景を構成する重要な要素であることから、地域住民の協力を得て、公園や緑道などと一体となった活用に取り組みます。
- ② 用水路の活用にあたっては、まちに潤いをもたらす環境資源として、生態系や景観の保全に配慮した整備のほか、水辺としての親水性*の向上に向けた通年通水*に取り組みます。

基本目標2：協働によって緑を育てる視点

ともに緑のまちづくりに取り組み、地域とのつながり・コミュニティを醸成する「緑育」のまち

基本方針①：緑のパートナーづくりに取り組みます

施策9 緑に関わる情報の発信・共有

地球環境保全が世界規模での課題となっている今日、その柱である自然保護に対する意識を高めることが重要です。

このため、市民活動団体や研究・教育機関、民間事業者や個人といった「緑のパートナー」との連携が「緑育*のまちづくり」を進める上では重要となります。

緑のパートナーづくりの第一歩として、緑の保全・活用に向けた意識啓発を行うため、緑や公園・緑地等に関わる問題や課題、日々の市民ニーズや緑に関わる知識などが、市民と行政との間でタイムリーに行き来できるような、情報発信・共有に取り組みます。

(1) 双方向型の情報共有システムの導入を検討します

公園・緑地等に関わる情報について、市民と行政が双方向で情報発信が可能となるよう、スマートフォンやタブレット端末などを活用した情報共有システムの導入を検討します。

(2) 様々な情報媒体を活用した情報発信を進めます

- ① 緑に対する愛着を高め、緑の知識などを広く普及させるため、本市の緑の特徴や歴史、緑の保全や緑化に関わる知識や技術、イベントや講習会の開催案内といった、本市の緑に関わる様々なことを、「広報ふちゅう」や市ホームページ、SNS*やPRパンフレットなどを活用しながら発信します。



広報ふちゅう

- ② 市民の自主的な緑化活動を促すため、緑化に関わる助成制度や都市緑地法に基づく地域制緑地*による税の特例措置などの情報を、様々な情報媒体を活用して発信します。
- ③ 緑に関わる活動の活発化や、市民それぞれの立場にあった活動への参加を促すため、各種の組織・団体の取り組み・活動内容に関連する情報を発信します。

施策10 緑に関わる機会の充実

緑の保全・活用に向けた意識啓発や緑とのふれあいを通じて、緑に対する興味や関心、まちの緑は自分たちで守り育てるという気持ちが醸成され、緑育*のまちづくり活動への参加に繋がると考えます。

このため、大切な自然を守り・育て、人間を含めた生き物の生息環境をより良いものとする（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、自然保護啓発普及事業の推進のほか、誰もが気軽に参加できる緑に関わるイベントの開催など、その機会の充実に取り組みます。

(1) 緑にふれあえる各種イベントを開催します

- ① 緑の保全や緑化の必要性や環境保全の重要性など、緑に関わる意識を啓発し、知識を広く普及させるとともに、地域コミュニティを醸成する場として、「府中環境まつり」や「桜まつり」、「農業まつり」や「浅間山公園キスゲフェスティバル」、「西府わき水まつり」などの各種イベントを、緑のパートナーとの協働により実施・支援していきます。
- ② 緑の大切さを学び、自然とふれあえる新たなイベントや緑育*のまちづくりに関するシンポジウムの開催を検討するなど、広く緑に関わる見識を深めるとともに、時代の要請を捉えた内容の充実に取り組みます。



イベントの様子（桜まつり）



イベントの様子（みずべり）

(2) 緑の知識・技術が学べる参加・体験型の講座などを開催します

- ① 緑に関わる意識の啓発や知識の普及、市民自らの緑化の意識向上を目的として、自然環境学習会や府中かんきょう塾、ガーデニング講座などを開催します。
- ② 実体験を通じた自然や歴史文化、環境などに対する意識を高めるため、市民活動団体などによる「自然観察会」や観光ガイドによる「まち歩きイベント」などの情報を、様々な媒体を活用して提供し、市民の参加を促します。



自然観察会

(3) 自然保護意識を高めるための活動に取り組みます

- ① 緑のリサイクル活動として、市民が公園で収集した落ち葉の量に応じて、一定量の腐葉土を得ることができる「落ち葉の銀行制度*」を引き続き実施していきます。また、「落ち葉の銀行制度*」について「広報ふちゅう」などにより周知していきます。
- ② 家庭や事業所などにおいて収集した落ち葉や剪定枝についても、「緑のリサイクル制度」を適用できるよう制度の拡大を検討します。
- ③ 広く自然保護意識を普及・啓発するとともに、全国各地における緑の保全や緑化活動の原資として役立てられる「緑の募金」の趣旨を踏まえ、「緑の募金」運動を推進します。

(4) 各種コンクールを実施します

- ① 自然保護意識を高めるため、「環境啓発ポスターコンクール」を継続的に実施します。
- ② 「環境啓発ポスターコンクール」への参加を促すため、「広報ふちゅう」への掲載のほか、各小中学校へのPRに努めます。
- ③ 市民や民間事業者、研究・教育機関などが持つ自然保護や緑化推進などのアイデアを施策・事業に取り入れるため、「(仮称) 緑育*のまちづくりアイデアコンテスト」などの実施を検討します。

施策11 緑のパートナーの発掘・育成

緑に関わる情報発信・共有や緑にふれあえる様々なイベントへの参加などを通じて、緑への興味関心が芽生えた方々が、今後、ともに緑育*のまちづくり活動に取り組めるよう、新たな緑のパートナーとして発掘・育成していきます。

また、次代を担う緑のパートナーを育成していくため、学校教育を通じた意識啓発や緑に関わる機会の創出にも取り組みます。

(1) 興味関心のある方々が緑の活動へ関わるための支援をします

活動希望者が各々の興味の度合いや活動時間などに応じて、それぞれの立場で活動への参加ができるよう、相談対応等の支援を行います。また、既存の市民活動団体などへ加わるよう、マッチング支援なども行います。

(2) 「府中まちなかきさら連絡会議」を通じて緑のパートナーを発掘・育成します

道路や公園の清掃・美化活動に関連するインフラ管理ボランティア制度である「府中まちなかきさら」に登録している各種団体同士の交流の場である、「府中まちなかきさら連絡会議」において、人財に関わる情報やノウハウの共有を行い、緑のパートナーの発掘・育成に努めます。



府中まちなかきさら連絡会議

(3) 学校教育における環境学習の機会を拡充します

- ① 一人ひとりの環境保全の取り組みの重要性について学ぶ、小学校・中学校の総合学習の時間*を支援します。
- ② 教育機関と地域の連携強化を図るとともに、地域コミュニティの醸成の機会として、「府中まちなかきさら」や、学校教育の中で取り組んでいる農業体験事業の活用を検討します。

基本方針②：緑のパートナーと協働して緑のまちづくりに取り組みます

施策12 緑育のまちづくり活動をサポートする仕組みづくり

協働の取り組みが活発に、そして持続的に展開されるには、緑のパートナーを適切にコーディネートするなど、自発的な活動を支え続けていく仕組みが欠かせません。

このため、「緑育*のまちづくり」を支える緑のパートナーの活動や行政との協働をサポートするための仕組みづくりや、緑のパートナー同士が繋がりネットワークを築ける機会の創出に取り組みます。

(1) 緑のパートナーとの協働をサポートする体制を強化します

- ① 緑育*のまちづくり活動を行う各々の緑のパートナー同士や行政との協働が円滑になるよう、それぞれの間をつなぐコーディネート組織として「中間支援組織*」の導入に取り組みます。

「中間支援組織*」は、公園・緑地等の魅力向上に向けた事業の企画や情報発信、緑のパートナーの活動のサポートなどを行います。

- ② 公園管理者のほか、関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、商工関係団体、公園管理者が必要と認める自治会やまちづくり団体などの各主体同士の情報共有及び協働の機会を創出する場として、都市公園法に基づく「(仮称)公園の活性化に関する協議会」の設置に取り組みます。

- ③ 市民活動団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化に対する取り組みを推進するため、都市緑地法に基づく、みどり法人*の認定制度を用いた支援に取り組みます。

(2) 「府中まちなかきらら」の制度を拡充します

「府中まちなかきらら」については、公園の花植えや植栽の維持管理など、まちの緑をより魅力的なものにするための活動にも対応できるよう、制度拡充に取り組みます。

(3) 緑育のまちづくりについて情報共有が行える場の設置に取り組みます

- ① 民有緑地に関わることや地域の緑に関することなど、緑育*のまちづくりに関することが気軽に話し合える、情報共有の場の設置に取り組みます。
- ② 緑の保全・活用に向けた取り組み施策の検討や施策の進捗評価など、本計画の推進に関わる、情報の共有や審議、助言を行う場の設置に取り組みます。

施策13 財源・資金の確保・充実

本市では、自然環境の保全及び緑の保全を図るため、公園緑化基金の積み立てを行っています。民有地にある樹林を保全する際には、基金を活用して、公有地化することもあることから、基金の計画的な運用が望まれます。また、近年、インターネットなどを通じて広く個人や組織に資金の提供や協力などを行う「クラウドファンディング*」も一般化しつつあります。

このため、「緑育*のまちづくり」の推進に向け、緑の保全や緑化の必要性への理解を促す活動などを通じ、市民や民間事業者等の寄付に基づく財源・資金の確保・充実を図ります。

(1) 公園緑化基金などを活用した財源確保に努めます

- ① 自然環境及び緑の保全を図るため、公園整備や緑化推進事業に要する経費の財源として公園緑化基金を活用します。
- ② 資金提供による積極的なまちづくりへの参画は、緑のパートナーとの協働につながることから、事業資金の確保策や緑育*のまちづくり活動の促進策の一つとして、クラウドファンディング*の導入の可能性を検討します。

(2) 財源・資金の確保・充実に向けて市民や民間事業者へ情報を発信します

市民や民間事業者の理解と協力を促し、財源・資金の確保・充実を図るため、「広報ふちゅう」や市ホームページ、パンフレットの配布などを通じ、目的や趣旨、運用の仕組みや実績など、透明性の高い情報提供・公開を進めます。

また、民間事業者が行っている緑のまちづくりに関わる助成について、市民や市民活動団体などへ周知していきます。

基本目標3：都市の魅力を高める緑の視点

身近な緑を守り、増やすことで、暮らしの場に
ふさわしい環境が形成された「緑育」のまち

基本方針①：公共施設の緑化に取り組みます

施策14 道路の緑化

道路の緑は、連続性のある景観の軸となって都市の緑の豊かさを特徴付ける要素となっています。また、災害時の避難路確保など、都市の防災性の向上にも寄与する重要な機能も持っています。さらに、幹線道路には街路樹が植栽され、地域の特色や個性をあらわす特徴的な並木道も形成されています。

このため、道路の緑化（育て）に取り組み、緑豊かな市街地環境の形成に活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、幹線道路だけでなく、市民の参加・協力により沿道民有地の緑化と一体となった、緑豊かな市街地空間の創出を進め、水と緑のネットワークの充実に取り組みます。

（1）道路の緑化に取り組みます

- ① 市が施工する新たな都市計画道路の整備に際しては、緑化スペースの確保に努めます。また、東京都が施工する都市計画道路については、緑豊かな道路空間づくりを要請します。
- ② 身近な生活道路については、拡幅改修、改良事業を契機として、歩行者の通行の安全性確保を前提に、計画的な緑化に努めます。



沿道緑化

- ③ 府中公園周辺の桜通り等は、「桜通り等改修計画」に基づき、桜の並木道の雰囲気を継承しつつ、誰もが円滑に移動できる歩道空間の確保や土壌改良、老齢化した樹木の更新などに取り組みます。
- ④ 緑豊かな景観の軸を形成するとともに適切な道路の維持管理を行うため、健全樹木の成長に向けた道路の透水性舗装*化や根張り空間の確保、通行の支障となる大径木化や老齢化した樹木の伐採などに取り組みます。

施策15 公共施設の緑化

市の公共施設は、市民や民間事業者などとの協働による緑育*のまちづくりを先導する施設として、「府中市公共施設の緑化基準*」に基づき、緑化を重点的に進めてきました。

このため、私有地における緑化を先導する役割を果たす公共施設の緑化（育て）を進め、緑豊かな市街地環境の形成に活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、今後とも緑化のモデルとして、適切な緑化に取り組みます。

（1）公共施設の緑化に取り組みます

- ① 市が設置・管理する公共施設については、緑豊かなまちづくりを先導するモデル施設として、緑化に取り組みます。
- ② 国や東京都などが設置・管理する公共施設については、周辺環境に配慮した緑化についての協力を要請します。

（2）道路や公園などとの一体的な緑化に取り組みます

緑豊かな道路や公園などと隣接する公共施設については、これらと一体となった緑の空間を確保・創出するため、樹木のボリューム・樹種などのバランスを考慮した緑化に取り組みます。

（3）校庭の芝生を適切に維持管理します

校庭の芝生の維持管理については、学校や地域の方々が中心となり、民間事業者からの指導などを得ながら取り組めるよう、支援していきます。



校庭の芝生

基本方針②：暮らしの場の緑を守り、増やします

施策16 民有地の緑の保全・活用

平地では屋敷林*を中心にまとまりのある樹林が点在していますが、土地利用の転換などにより自然樹林の減少が進みつつあります。また、個性豊かな緑育*のまちづくりを進めるためには、市の大部分を占める民有地の緑化が重要であり、公共施設と民有地の緑が一体となって活用されることで、市民の緑に対する意識はより高まるものと考えます。

このため、屋敷林*などのまとまりのある樹林や民有地の緑を守り・育て、暮らしの場にふさわしい緑豊かな市街地環境の形成に活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、地域を象徴する緑として保全するとともに、個人の庭などの緑化を促進し、身近に水と緑にふれあえる空間として活用を図ります。

（1）樹林を保全・活用します

- ① 地域の歴史的・文化的価値を有する樹林や、生き物の生息・生育地として重要な樹林、市民に公開することが可能な屋敷林*などについては、所有者との契約により民有地のまま緑地として地域に公開することができる「市民緑地契約制度*」の適用や、都市公園*としての借用などにより、目的に応じた保全・活用を図ります。



まとまりのある樹林

- ② 良好な自然環境を有するまとまった樹林については、恒久性を確保するため、必要に応じて「緑地保全地域*」や「特別緑地保全地区*」の指定を検討します。

（2）沿道緑化を促進します

沿道民有地においては、良好な市街地環境や道路景観の形成、防災性の高い空間の確保の観点から、緑化を促進します。

(3) 個人の庭などの私有地の緑化を促進します

- ① 緑化地域の指定や地区計画*による沿道緑化や緑化率の指定など、都市計画*制度を活用した緑化の誘導策の導入を検討します。
- ② 個人住宅や事業所敷地の庭やアプローチ、玄関周り、窓辺などにおける緑化を促すため、市民・民間事業者などからの求めに応じて、技術的な助言を行う専門家派遣などの支援を実施します。また、各文化センターにおいて、害虫駆除機材の貸出などに取り組みます。
- ③ 市民が主体となった個性豊かな緑育*のまちづくりを促すため、個人の庭を一般公開する「オープンガーデン*」への取り組みに対する支援策を検討します。
- ④ 緑化活動に対する意欲を高めることによって私有地の緑化を促進することを目的に、優れた「オープンガーデン*」を表彰する制度や、美しい緑の街並みのフォトコンテストなどの顕彰制度の導入を検討します。
- ⑤ 市民の意識を高めるため、「広報ふちゅう」や市ホームページ、パンフレットの配布を通じて、市民の自主的な緑化への取り組みに関わる情報を積極的に提供します。



オープンガーデン（イメージ）

出典：事例に学ぶ景観まちづくり（国土交通省）

施策17 まちかど空間の緑化

公園・緑地等のまとまった空間確保が困難な市街地においては、まちかどの小スペースを有効に活用した緑化が望まれます。現在、公共花壇*や市民の自主活動である市民花壇*が市内に設置され、季節に応じた草花が市民の目を楽しませています。また、気軽に立ち寄り休息できる空間として、公共用地を活用したスポットパーク*を設置しています。

このため、まちかど空間において身近な緑を育て、良好な暮らしの場の形成に活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、まち全体の緑の個性と豊かさを育み、市民花壇*や公共花壇*、スポットパーク*などを、誰もが緑を楽しめる空間「コミュニティガーデン(地域の庭)」として、まちかどの緑化を促進します。

(1) まちかど空間の緑化を進めます

- ① 設置済みの市民花壇*は、市民の協力を得ながら、適切な維持管理を促進し、質の向上に取り組むとともに、草花の種子や苗、球根や腐葉土の提供などを行います。
- ② 公共花壇*においては、多くの人に親しまれる空間として、地域住民や民間事業者が主体となった、特色ある草花の植栽や維持管理を促進します。



市民花壇

(2) スポットパークの整備と適切な維持管理を進めます

- ① まちかどや生活道路沿いの空地などの公共用地を活用し、誰もが気軽に立ち寄ることができるスポットパーク*の整備を進めます。また、多くの人に親しまれる空間として、地域住民や民間事業者が主体となった維持管理を促進します。
- ② 既設のスポットパーク*のうち、道路に接続していないなど、利用しにくい箇所については、防災面や地域特性を考慮しつつ、統廃合などの見直しを進めます。



スポットパーク

施策18 緑化重点地区の指定

市政世論調査によると、本市は緑豊かな都市として評価されており、この緑の豊かさが暮らしの場や様々な活動の場としての魅力を一層高めています。

これまで以上に緑豊かな都市としての魅力を高めていくためには、緑の量を確保するだけでなく、その質の向上に向けた取り組みが求められます。

このことから、市全域を「緑化重点地区*」に位置付け、様々な取り組みを進めます。

(1) 市全域を緑化重点地区に指定します

緑の基本計画では、行政による重点的な緑化施策に加え、市民や民間事業者が自主的に緑化を進めるなど、緑化の推進を重点的に図るべき地区として「緑化重点地区*」を定めることができます。

本市では、これまで市全域を「緑化重点地区*」として位置付け、緑化に取り組んできました。今後も緑豊かな都市の実現に向け、市全域を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として「緑化重点地区*」に位置付け、NPOや民間事業者などの民間主体が公園的な空間として整備・公開を可能とする「市民緑地認定制度*」なども活用した公園・緑地等の整備や緑化の推進、誘導に取り組めます。

基本方針③：開発事業における緑化を適切に誘導します

施策19 開発事業に対する緑化の促進

開発行為や中高層建築物などの大規模な開発事業は、まちの景観に大きな影響を与えることから、「府中市地域まちづくり条例*」に基づき、緑化や公園の設置など、緑化の促進を図っています。

こうした開発事業に伴う緑地の保全・確保、緑化の促進は、今後も重要であることから、開発区域において緑を確保（育て）し、良好な市街地環境の形成に活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、「府中市地域まちづくり条例*」を踏まえつつ、都市計画法などの各種法制度の活用を広く検討し、適正な緑化及び緑の保全を促進していきます。

（1）開発事業に対して適切な緑化を推進します

- ① 開発行為や中高層建築物などの大規模な開発事業については、開発事業者に対し、環境認証制度の取得を推奨します。
- ② 開発事業者との協議により、既存緑地の保全を誘導します。
- ③ 開発事業に伴い設置される公園・緑地等は、市民に親しまれ、地域性に応じた特色あるものとなるよう、整備に際して事業者と協議します。また、水と緑のネットワークゾーン内においては、連続した緑の空間を形成するよう、公園・緑地等の整備を誘導します。
- ④ 開発事業に対して、道路前面などの地上部の緑化を優先的に誘導します。
- ⑤ 開発事業に伴い、公開空地*等が設置される場合は、東京都の「公開空地等のみどりづくり指針*」に基づく「みどりの計画書」の作成と協議のもとで、質の高い緑化空間の創出を誘導します。
- ⑥ 1000㎡以上の開発や建築等が行われる場合は、東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑化が適切に行われるように誘導します。



開発事業における緑化

(2) 地区計画や緑地協定などの制度の活用を検討します

- ① 開発事業については、良好な環境を維持・保全するため、地区計画*制度を活用した「緑化率条例*制度」や都市緑地法による「緑地協定*」、「緑化地域制度*」などの適用を検討します。
- ② 民間活力を活かした公園的な空間の確保や、市民や民間事業者などとの協働による維持管理を促進するため、開発事業に伴い保全されたまとまりのある緑地に対して、「市民緑地認定制度*」を適用していきます。

(3) 屋上・壁面緑化を誘導します

土地の高度利用が必要な駅周辺などで、緑化する余裕の少ない敷地においては、ヒートアイランド現象*の緩和や地球温暖化の抑制に向けた取り組みとして、壁面緑化や屋上緑化を誘導します。



壁面緑化

基本方針④：生き物の生息環境に配慮した空間を保全・確保します

施策20 生き物の生息空間の保全

多摩川や浅間山、府中崖線などの緑の空間は、小動物や野鳥などの様々な生き物の生息空間となっています。このような空間において、次代を担う子どもたちが、多様な生き物との共存や自然環境の大切さを学ぶことは、緑育*のまちづくりを進めるうえで重要です。しかしながら、都市化の進展に伴い、これら生き物の生息空間の縮小が進んでいます。

このため、生き物の生息空間となる緑を守り（育て）、全ての生き物が共存できる環境の形成に活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、「府中市生物多様性地域戦略」とも連携しながら、生き物の生息空間を保全します。また、生き物の生息空間をつなげる回廊（コリドー*）を適切に配置し、エコロジカル・ネットワーク*を形成します。

（1）生き物の生息状況及び生息環境の調査を実施します

- ① 生き物の生息状況及び生息環境の現状と経年変化を把握するため、「自然環境調査員会議*」や他の市民活動団体、ボランティア、研究・教育機関などと協力しながら、定期的な生き物調査を実施します。
- ② 調査結果を踏まえ、研究・教育機関などと協力して、生き物と共生可能なまちづくりのあり方や、生息・生育空間の保全のあり方について、研究・検討を進めます。



自然環境調査

（2）在来生物の保護に取り組みます

- ① 地域の生態系に悪影響をもたらす外来生物*の生息域の拡大の抑制、及び本市の在来の生物の保護に取り組むため、在来種・外来種*についての調査・研究を実施し、必要な対策を講じていきます。

また、市の鳥である「ひばり」や浅間山に自生する「ムサシノキスゲ」など貴重な動植物については、採集や乱獲などの防止策を、東京都や市民活動団体と協力しながら取り組んでいきます。



府中在来の生物（ムサシノキスゲ）

- ② 地域の生態系を保全するため、国、東京都と連携を図りながら、地域の生態系に悪影響をもたらす外来生物*の持ち込み禁止や放棄防止を呼びかけ、生態系の保全に対する意識の啓発を図ります。

(3) 生物多様性の保全に向けた意識の普及啓発に取り組みます

- ① 市民活動団体やボランティア、研究・教育機関などと協力し、市内に生息する生き物の情報を収集・整理し、市内の生き物マップやレッドリスト*（府中市版）などを作成します。
- ② 市内の生き物や生物多様性*に関する情報を市ホームページなどで提供するなど、生物多様性*の保全に対する意識の普及啓発を図ります。



普及啓発ツール（イメージ）

出典：こだいらの生き物を探しにいこう！（小平市）

(4) 生き物の生息空間としての緑地・水辺を保全します

生き物の生息空間を構成している樹木・樹林、水辺などを保全します。生息空間が公園や農地などである場合は、本来の利用環境を確保しつつ、生き物の生息が可能な環境の保全に努めます。また、保全にあたっては、生息空間としての特性などに応じて、様々な緑地保全制度・緑化制度の活用を検討します。



崖線のキセキレイ

(5) エコロジカル・ネットワークを形成します

- ① 浅間山や崖線*の樹林、寺社林*や屋敷林*、まとまった農地、公園内の緑など、多様な自然環境により構成される生き物の生息空間（ビオトープ*）を核とし、それぞれの核を、緑道や街路樹のある道路、水路などの連続的な緑で生き物の移動経路となる回廊（コリドー*）として有機的につなげることにより、エコロジカル・ネットワーク*を形成します。
- ② ビオトープ*設置校については、学校や地域と連携し、自然に触れることのできる場として、ビオトープ*の維持管理に努めるとともに学校教育に活用します。
また、ビオトープ*未設置校については、学校施設改築・長寿命化改修計画に基づき、学校改築時に学校や地域の意見を踏まえビオトープ*の設置について検討するほか、学校や地域と連携し、学校周辺の自然環境を活用して自然と触れあえる機会を創出します。

基本目標4：暮らしを楽しむ場としての緑の視点

自然とふれあえる魅力的な空間を備えた、暮らしに楽しさやくつろぎが感じられる「緑育」のまち

基本方針①：公園・緑地等の魅力の向上を図ります

施策21 公園・緑地等の魅力の向上

公園・緑地等は、レクリエーション活動や防災の空間としての機能のほか、自然環境の保全や良好な景観形成などの機能を有しており、崖線*の樹林や歴史文化資源などの地域資源と一体となって、地域の個性と魅力を高めてくれます。また、何気ない日常においても人々が集え、自由に利用することができる、日々の暮らしを豊かにしてくれる場所でもあります。

このため、地域資源と一体となった緑を守り・育てるとともに、地域ニーズなどを踏まえた整備により、公園・緑地等の魅力の向上に取り組みます。

(1) 市民・地域ニーズを踏まえた公園の魅力向上に取り組みます

① 都市公園法の改正により、保育所や社会福祉施設（デイサービス等）など、都市公園*の機能の増進が図られる施設を都市公園*内に立地させることが可能となったことから、制度の活用に向けた指針などの作成に取り組みます。

また、地域ニーズや公園利用者の意向、周辺の土地利用などを十分に考慮の上、必要に応じて整備に取り組みます。

② 公園の利用者が求めるニーズの変化について、市民参加によるワークショップ*や説明会などにより的確に捉え、遊具などの撤去や更新、健康遊具の設置など、公園利用者のニーズに対応した充実化に取り組みます。

③ 都市の貴重なオープンスペース*、コミュニティ形成、交流の場としての多機能性を積極的に活用するため、民間事業者によるイベント開催など、利用者が楽しめる多様なイベントの受け入れや、その収益を公園の魅力やサービスの向上に還元する取り組みを検討します。



四谷さくら公園に関するワークショップ



四谷さくら公園の整備イメージ

(2) 地域資源を活かした公園・緑地等の魅力向上に取り組みます

- ① 府中崖線や四谷の自然樹林などの緑については、鳥や昆虫などの生き物とふれあえる場にふさわしい、自然を活かした空間の確保に取り組みます。
- ② 武蔵府中熊野神社古墳などの地域に残る資源は、歴史・文化を感じられる公園として活用します。また、特色あるデザイン、素材による施設の整備、案内板の設置などを進めます。



武蔵府中熊野神社古墳

(3) 公共施設と連携したオープンスペースを効率的に確保します

公園と類するオープンスペース*を有した既設の文化センターや学校などの公共施設は、施設が持つ機能（レクリエーション、防災、学校教育等）がより活かされるようなスペースとして充実していきます。

基本方針②：公園・緑地等の適切な管理・運営・活用を進めます

施策22 公園・緑地等の適切な維持管理・運営・活用

公園・緑地等は、誰もが安全・安心して利用できるよう、利用にあたっての様々なルールが設けられていますが、近年は、社会情勢の変化に合わせた関係法令の制定や多様化する市民の方々の価値観に対応することが望まれています。

また、公園・緑地等にある各施設の経年劣化、樹木の隣接地への越境や日照、防犯上の問題など、維持管理上の課題が発生しています。

このため、公園・緑地等を適切に維持管理・運営・活用（育て）し、暮らしの場の質の向上に活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、インフラマネジメント計画などを踏まえた公園施設の長寿命化*や官民連携手法*の活用、エリアマネジメント*の考えを取り入れた市民や民間事業者との協働による公園・緑地等の維持管理・運営・活用により、魅力的な公園・緑地づくりを目指します。

（1）市民・民間事業者との協働による維持管理・運営・活用を進めます

- ① 市民との協働による公園・緑地等の維持管理・運営・活用の実現に向け、役割分担の明確化と参加しやすい仕組みを検討します。
- ② 公園・緑地等の維持管理・運営・活用の方法について、ワークショップ*や地域説明会などを開催し、市民や事業者の意見や意向を踏まえながら検討します。



協働による公園・緑地等の維持管理

（2）誰もが快適に利用できるよう公園・緑地等の維持管理に取り組みます

- ① 事故などを未然に防止し、誰もが安全に安心して公園・緑地等を利用できるよう、施設や設備の定期的な点検を実施します。
- ② 施設や設備の破損などにより機能が損なわれないよう、劣化状況調査などを踏まえ、優先度を付けながら施設・設備の修繕・改修を行います。なお、著しい劣化や損傷が確認された場合は、利用頻度や維持管理コストに応じて、改修・撤去・更新を検討します。
- ③ ホームレスなどによる違法な占用や犬猫の排泄物、清潔なトイレの確保など、様々な問題を抑止するため、関係部署との連携により、適切な管理に努めます。
- ④ 公共空間としての利用マナーの向上を図るため、様々な媒体や方法を通じた啓発を実施します。
- ⑤ 実態に即した適切な管理を行うため、条例や管理規則などの見直しを進めます。

(3) 公園・緑地等の樹木の適切な維持管理に取り組みます

- ① 自然環境や風致、子どもの遊び場などといった、各公園・緑地等の機能や役割を踏まえ、樹木の適切な維持管理を進めます。
- ② 樹木の成長により、見通しのきかない箇所、枝や落ち葉が隣接地に影響を及ぼしている箇所、樹木の密生により生育環境が悪化している箇所などを把握し、間引きや植替え、剪定などの適切な管理を行います。
- ③ 植替えなどに際しては、地域の特性や環境を考慮した樹種の選定を行います。
- ④ 公園内の樹木について、樹木の保護・育成や、落枝・倒木などによる被害を抑制するため、適切な剪定方法や樹木医*などによる診断及び治療の必要性を記した、樹木の維持管理全般に関するマニュアルの作成を検討します。
- ⑤ 樹木の効率的・効果的な維持管理に向けて、植栽時期や樹木の点検・診断履歴などの情報を、情報技術を活用して管理することを検討します。

(4) 公園が快適に使われるための運営を進めます

- ① 公園の利用者が求めるニーズの変化に対応し、公園を柔軟に利用できるようにすることで、子どもの遊び場や健康増進の場、地域コミュニティの場などといった、公園が持つ様々な機能を更に高め、より市民が快適に使えるよう、これまでの公園の管理・運営手法を見直し、官民連携手法*による公園運営や公園の柔軟な使い方などを整理した「パークマネジメントガイドライン*」を作成します。



資料) 東京都豊島区

パークマネジメントガイドラインに基づく公園の運営（イメージ）
出典：令和元年版国土交通白書（国土交通省）

- ② 公園利用のルールや花壇づくり、地域における利便性を高めるサービスの内容などの基本的な考え方を示した、都市公園*の維持管理及び運営マニュアルを作成します。
- ③ 禁止事項などが定められた利用上のルールについては、誰もが楽しく利用できる貴重な空間という視点から、時代のすう勢や市民のニーズに対応したルールとなるよう見直しを検討します。
- ④ 公園は、地域の状況や公園利用者の特性により求められる機能が変えることから、利用状況などを定期的に把握します。また、把握した情報をデータベース化し、運営に反映する仕組みの構築を検討します。

(5) Park-PFIなどの官民連携手法の活用により維持管理・運営・活用を進めます

安全・快適で、誰もが楽しく利用できる公園・緑地等の維持管理・運営に向けて、新たに策定する「パークマネジメントガイドライン*」に基づき、「Park-PFI（公募設置管理制度*）」や「包括的民間委託*」、「指定管理者制度*」など、官民連携手法*の導入可能性を適宜検討し、適切な手法による維持管理・運営を推進します。

また、これらの制度を活用していくため、公園・緑地に特化した指針やマニュアルなどの作成に取り組みます。

基本方針③：水と緑のネットワーク化を進めます

施策23 公園の充実

本市の公園の配置状況は、住宅市街地の多くが歩いて行ける身近な公園の圏域とされる半径250m内に含まれます。また、1人当たりの都市公園*面積は、周辺都市と比較すると高く、量的な充足は一定程度進んでいるといえます。

一方、公園の整備を取り巻く環境は、都市化の進展による公園用地の不足、整備費用や維持管理費用の増加を背景に厳しさを増しており、都市公園*の配置標準に即した、一律的な整備は困難な状況にあります。

このため、質の高い緑の空間を育て、良好な市街地環境の形成に活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、本市では、量的な充足から空間としての質の向上へと軸足を移し、既存の公園を活かした、水と緑のネットワークの形成を主眼とした拡充を進めることで、緑の将来像の実現を目指します。

（1）市の核となる新たな都市公園の整備を進めます

都立武蔵野公園や都立浅間山公園などの都立公園については、未整備区域の整備を、機会を捉えて東京都へ要請します。

（2）地域に不足する機能を充足する公園の整備に取り組みます

- ① 公園の偏在状況や実際の使われ方、また、公園が有している「レクリエーション」や「防災」、「景観」や「環境」などの機能の立地状況を明らかにするため、公園機能の実態調査を行います。
- ② 公園機能が不足している地域や整備されていない地域に対しては、地域住民の意向などを考慮の上、必要に応じて公園・緑地等の整備を進めます。
- ③ 土地を借用している市立公園については、地域住民の意向などを勘案し、必要に応じて都市公園法に基づく借地公園や、公有地化などにより都市公園*として確保します。

（3）長期未着手の都市計画公園・緑地の今後のあり方を検討します

長期未着手の都市計画公園*・緑地については、周辺の公園・緑地等の整備状況や地域における必要性などを考慮の上、今後のあり方を検討します。

施策24 公園・緑地等を結ぶ水と緑のネットワーク化

市内に配置された多くの公園・緑地等を有機的につなげ、連携を図ることで、緑の豊かさが感じられる空間を創出し、水や緑のもつ様々な機能を相乗的に高めることが望めます。また、このような空間は、何気ない日常においても、水と緑に親しめる場となります。

このため、拠点となる緑とこれらを結ぶ緑を育て、緑の豊かさを感じられる環境の形成に活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、緑の拠点となる公園・緑地等と、崖線*や多摩川といった水と緑の軸を緑道、遊歩道、街路樹のある道路で結ぶ水と緑のネットワーク化を進め、さらに、それらが日常的に使われるよう、活用に向けた取り組みも進めます。

(1) 緑の拠点としての機能を高めます

水と緑のネットワークにおける緑の拠点として次の公園・緑地等を位置付け、拠点としての機能を高めます。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1) 郷土の森公園周辺 | 2) ケヤキ並木周辺 |
| 3) 府中の森公園周辺 | 4) 浅間山公園周辺 |
| 5) 武蔵野公園周辺（国分寺崖線） | 6) 武蔵台公園周辺（国分寺崖線） |
| 7) 西府町緑地周辺（府中崖線） | 8) 四谷樹林地周辺（四谷さくら公園周辺） |
| 9) 小柳公園周辺 | 10) 武蔵野の森公園周辺 |
| 11) 東京農工大学周辺 | |

(2) 緑の拠点を有機的につなげる水と緑のネットワークを形成します

- ① 府中崖線及び多摩川については、本市を東西に横断する水と緑のネットワークの主軸となる空間として、市民や関係機関と連携し、保全していきます。
- ② 新田川緑道や二ヶ村緑道などについては、休憩のできるベンチの設置など、引き続き機能に配慮した整備を進めます。
- ③ 緑道・遊歩道などのネットワークに配慮しつつ、街路樹のある道路の整備や用水路などの親水空間*の整備を進めます。
- ④ 緑化の推進や景観の誘導により、周辺と一体となった緑の軸を形成するため、沿道民有地における緑地協定*の締結などを促進します。
- ⑤ 拡幅などにより緑の軸としての機能強化が可能な既存の緑道や遊歩道については、その再整備を検討します。
- ⑥ 寺社林*や屋敷林*、農地などの民有地の緑は、まとまり連なることで、緑の軸を形成することから、所有者による保全を促進するとともに、各種法制度の適用などにより、保全していきます。

(3) 水と緑のネットワークの周知に取り組みます

市民や民間事業者などが水と緑のネットワークへの理解を深め、緑の軸の形成に取り組めるよう、「府中市水と緑のネットワークウォーキング・マップ」などを活用しながら、様々な機会を通じてネットワークや構成する地域資源の周知に取り組みます。また、その機会においては、緑のパートナー同士が繋がりネットワークを築くきっかけにもなるよう、取り組みを進めます。



ウォーキング・マップ

施策25 府中基地跡地留保地における公園・緑地等の整備

府中基地跡地留保地については、周辺との緑の連続性や防災上の役割などを考慮するとともに、地域及び市全体の活性化に資する新たな価値を創出するため、核となる公園・緑地等を整備します。

今後は、市・市民・民間事業者が協力して緑をいかした新たな空間づくりに向けた検討を進めていきます。

(1) 新たな緑の空間としての役割をいかした環境づくりを検討します

市が有する「緑豊かなまち」というブランドイメージを踏まえ、府中基地跡地留保地に整備する施設やエリアの価値を高めるための、新たな緑の空間としての役割をいかした環境づくりを検討します。

新たな緑の空間としての役割については、周辺の大規模公園等との緑の連続性を考慮して検討し、また、留保地に関わる過去の経緯や継承などについても配慮します。

整備にあたっては、周辺の緑の配置状況や住環境を踏まえて、適正な規模と配置を検討します。

なお、オープンスペース*については、災害時に周辺住民の一時的な避難場所となるように検討します。



府中基地跡地留保地

(2) 市・市民・民間事業者が協力して環境づくりに取り組みます

留保地は広大であることから、官民が連携して土地利用を検討できる手法を検討します。公共施設等を整備する際には、民間の資金や経営・技術的ノウハウを活用し、魅力ある空間を創出するとともに、市の厳しい財政状況を踏まえ整備費用や維持管理費用の削減に努めます。

また、整備完了後は、留保地全体の価値を高め、持続可能なまちづくりが実現するよう、エリアマネジメント*として、市・市民・民間事業者などの多様な主体が一体となってまちづくりを推進・維持する体制の構築を検討します。

施策26 郷土の森公園及びその周辺の整備

郷土の森公園及びその周辺は、多摩川に隣接し、豊かな緑地や既存の緑道・遊歩道、水路が存在する水と緑が結集した地域で、市内外から多くの人々が訪れ、自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションの場として親しまれています。

このため、中核的な拠点として整備（育て）し、自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションの場として活かす（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、郷土の森公園及びその周辺を、水と緑のネットワークの拠点として位置付け、魅力ある緑の空間としての整備を進めます。

（1）郷土の森公園の整備を進めます

- ① 郷土の森公園の中央に位置する「芝生広場」周辺は、樹木が密生し、樹勢*も低下しているため、植え替えや間引き、剪定、土壌改良などにより、樹木の適切な維持管理を進めます。
- ② 誰もが安全に安心して利用できる、憩いの空間としての機能改善に向け、園路などの施設のバリアフリー*化を進めます。



郷土の森公園周辺

（2）郷土の森公園西側河川区域の整備を検討します

郷土の森公園西側河川区域は、隣接する郷土の森公園と一体となる公園・緑地等の整備を検討します。

基本目標5：都市の安全・安心に寄与する緑の視点

暮らしの安全を支える緑を維持し、
安心できる市街地環境を備えた「緑育」のまち

基本方針①：暮らしの安全を支え、安心に使える公園・緑地等を整備します

施策27 安全で安心な公園・緑地等の整備

身近な休息の場、遊び場である公園・緑地等は、子どもや高齢者にとって、安全で、安心できる空間であるだけでなく、誰にとっても心地よく、使いやすい施設であることが重要です。

このため、公園・緑地等の安全性を高める環境整備（育て）を地域住民などと連携して進め、安心できる公園・緑地等を確保する（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、ユニバーサルデザイン*や防犯性などに配慮した整備を進めます。

(1) ユニバーサルデザインに配慮した公園・緑地等の環境整備を進めます

- ① 子どもから高齢者、障がい者、外国人など、誰もが使いやすい、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づいた公園・緑地等の整備を更に進めていきます。
- ② 遊具などの設備の設置については、キッズデザイン*に配慮した製品や高齢者に対応した健康増進設備を検討するほか、老朽化が進んだものや安全性が低下したものを優先的に改修します。



ユニバーサルデザインに配慮した公園施設（イメージ）

出典：上/海の中海浜公園整備・管理運営プログラム（国土交通省九州地方整備局）
下/東大阪市HP

(2) 公園・緑地等内の防犯性の向上を図ります

誰もが安心して公園・緑地等を使えるように、樹木の適切な間引きなどによる道路及び見通しの確保や、適切な照明器具の設置、地域と連携した見回りなど、防犯性の向上を図ります。

施策28 緑が有する防災機能の活用

公園・緑地等は、災害時における避難空間としての機能が期待されています。

また、道路の街路樹の緑は、枝葉の水分の蒸散作用による延焼の防止・遅延、急傾斜地の樹木などの緑は、根を地面に張り巡らせることにより土砂災害を防止させる機能も有しています。

このため、都市の安全に寄与する緑を維持・確保（育て）し、安心できる暮らしの場を確保する（育てられる）「緑育*のまちづくり」の視点から、安全で安心な市街地の確保に取り組みます。

（1）防災機能を持った公園整備を進めます

- ① 広域避難場所となる都立公園については、震災や大規模延焼火災などにおける災害対策の拠点としての機能が発揮できるよう、東京都と連携を図ります。
- ② 街区公園などの身近な公園においては、地域住民が主体となった防災活動を円滑に実施するための防災備蓄倉庫の設置許可や防災機能を有した公園施設への更新などに取り組みます。



防災設備を有した公園（矢崎町防災公園）

（2）災害時における農地の活用方策を検討します

保水・遊水などの都市水害の防止機能や地震災害時の避難場所としての活用など、防災協力農地の制度の導入について検討します。

（3）都市の安全性の向上に樹木などの緑を活用します

- ① 災害時の避難路や緊急輸送路となる主要な道路については、拡幅改修や改良事業を契機に、シラカシやマテバシイなどの耐火性を有した樹種や沿道環境に配慮した樹種への更新を検討します。
- ② 当面、地域における緑の拠点到に位置付ける府中崖線西府町緑地については、土砂災害の恐れがある箇所において災害時の被害を軽減させるため、樹木などの管理方法を検討し、府中崖線のその他箇所についても引き続き検討します。

（4）公園・緑地等を活用した地域の防災活動を推進します

防災訓練や防災イベント実施の場として公園・緑地等を活用し、地域防災力の向上に努めます。

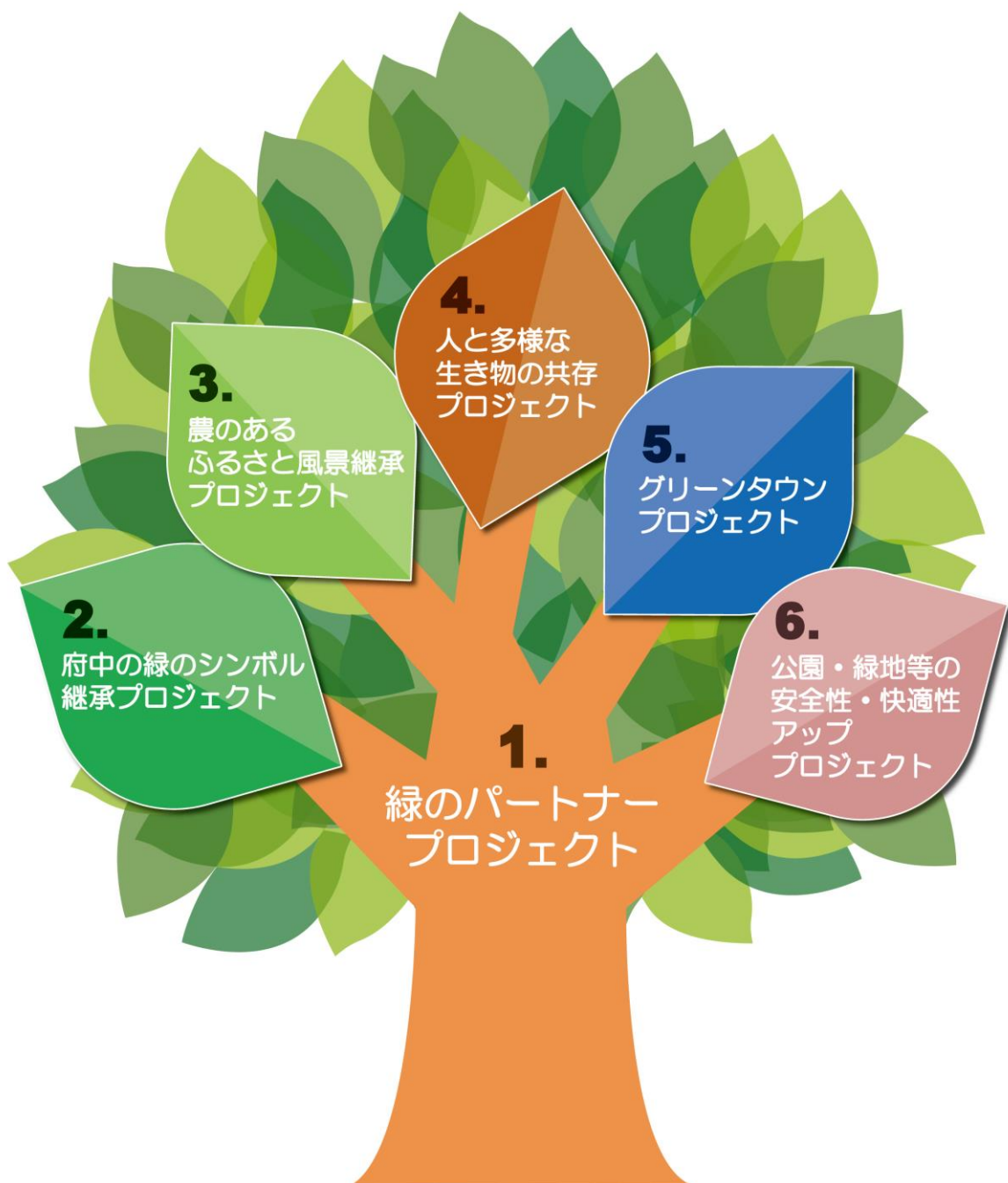


公園・緑地等を活用した防災活動（イメージ）
出典：都市公園のストック効果事例（国土交通省）

3. 重点施策の展開

緑の将来像『みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち』の実現に向けて、本計画のテーマとして掲げている『緑を育て 緑に育てられる 「緑育*」のまちづくり』の観点より、優先的に取り組むべき施策を『緑育*プロジェクト』として、様々な「緑のパートナー」を巻き込みながら、ともに取り組んでいきます。

緑を育て 緑に育てられる 「緑育」プロジェクトの推進



1 緑のパートナープロジェクト

本計画で目指している「緑育*のまちづくり」に取り組むためには、市民活動団体や民間事業者などの緑のパートナーと行政が協働するのはもちろんのこと、緑のパートナー間での連携、各主体が自主的・主体的に緑に関わる活動に取り組むことが重要です。そのため、緑のパートナーとの協働によりプロジェクトを推進するための体制として、緑育*のまちづくり活動や各主体の連携・協働をサポートする「中間支援組織*」の導入に取り組みます。

また、緑のパートナー同士が緑育*のまちづくりに関することについて気軽に話し合える情報共有の場や、取り組むべき施策の検討や施策の進捗状況の評価など、本計画の推進に関わる情報の共有や審議・助言を行う場の設置に取り組みます。

●●重点的に取り組む施策●●

プロジェクトの
推進体制の構築

○【施策12(1)】 中間支援組織の導入

情報共有の場の設置

○【施策12(3)】 情報共有等の場の設置

2 府中の緑のシンボル継承プロジェクト

馬場大門のケヤキ並木、府中崖線及び浅間山の緑、そして多摩川の水と緑は、府中らしさを感じられる、本市のシンボルとなる緑であり、本市の歴史・文化を現代に伝える、「緑育*」のまちづくりに欠かせない資産となっています。しかし、これらの緑は、生育環境の悪化や、都市化の進展に伴う減少が進んでおり、その保全が重要な課題となっています。

このことから、府中らしさを感じられる緑を次代に継承するとともに、その魅力を高める施策に重点的に取り組めます。

●●継承すべき緑●●

馬場大門のケヤキ並木

○【施策1(1)】 生育環境の改善
○【施策1(2)】 後継樹の育成による保護・更新

府 中 崖 線

○【施策2(1)】 崖線の樹林の保全

浅 間 山

○【施策3(1)】 「ムサシノキスゲ」などの保護
○【施策3(4)】 自然環境学習の場としての活用

多 摩 川

○【施策7(2)】 多摩川の環境保全の推進

3 農のあるふるさと風景継承プロジェクト

市街地内に残された多くの農地は、都市近郊農業の生産地としてだけでなく、ふるさと武蔵野の原風景を感じられる、重要な「緑」となっています。

このことから、これらの農地を地域の貴重な緑として再認識し、農のある風景を次代に継承していくための施策に重点的に取り組みます。

●● 継承すべき緑 ●●

農地

●● 重点的に取り組む施策 ●●

- 【施策6(1)】 農業振興による農地の保全・確保
- 【施策6(4)】 農地と住宅地が調和した環境の形成
- 【施策6(5)】 農業公園の設置

4 人と多様な生き物の共存プロジェクト

本市には、市の鳥である「ひばり」や浅間山に自生する「ムサシノキスゲ」をはじめとして、数多くの貴重な動植物が生息しており、こうした多様な生き物のもたらす恩恵により、都市の魅力は高まり、心豊かな生活ができています。

このことから、多様な生き物が共存する「緑育*のまちづくり」を進めるため、本市在来の生き物の保護やその生息環境の保全に向けた施策に重点的に取り組みます。

●● 重点的に取り組む施策 ●●

在来の生き物の生育状況・
環境の調査及び保護

- 【施策20(1)】 生き物の生息状況及び生息環境の調査
- 【施策20(2)】 府中市の在来の生き物の保護

生物多様性*の保全に
関わる意識の普及啓発

- 【施策20(3)】 生物多様性*の保全に向けた意識の普及啓発

5 グリーンタウンプロジェクト

本市は、崖線*や樹林、公園・緑地、個人の庭などに様々な緑があふれ、緑豊かなまちを形成しています。このような緑は、四季を感じられ、気持ちに安らぎを与えてくれることや、地域におけるコミュニティを形成する場として、日々の暮らしを豊かにする「緑育*のまちづくり」に欠かせないものです。

このため、これらの様々なまちなかの緑を保全し、一体となって活用することで、緑豊かなまちとして更に魅力が高まるよう、民間事業者のノウハウを活用した公園・緑地等の整備・維持管理・運営に向けた施策などに重点的に取り組めます。

●●重点的に取り組む施策●●

まちなかの緑の 保全・活用

- 【施策16(3)、18(1)】暮らしの場の緑の保全・活用
- 【施策24(3)】水と緑のネットワークの周知

公園・緑地等の 運営・活用手法の検討

- 【施策22(4)】パークマネジメントガイドライン*の作成
- 【施策22(5)】官民連携手法の活用

6 公園・緑地等の安全性・快適性アッププロジェクト

公園・緑地等は、レクリエーション活動や災害時における避難空間としての機能のほか、自然環境の保全や良好な景観形成などの機能を有しており、「緑育*」のまちづくりに欠かせない重要なグリーンインフラ*です。

しかし、本市の公園・緑地等には、開設から相当の時間が経過したものがあり、施設の劣化による安全性の低下や樹木の成長など様々な問題が生じています。限られた財源の中で、効率的・効果的に維持管理・補修などを行っていく必要があります。

このため、インフラマネジメントの考えに基づき、中・長期的な財政状況の見通しを踏まえながら、どのような時でも誰もが安全・快適に利用できるよう、長寿命化*を考慮した整備や維持管理、防災機能の向上に関わる施策に重点的に取り組めます。

●●重点的に取り組む施策●●

インフラマネジメントの 考えに基づく 老朽化等への対応

- 【施策22(2)】公園・緑地等の適切な維持管理
- 【施策28(1)】防災機能を持った公園整備

第6章 計画の推進

1. 計画の推進に向けて

計画で定めた内容を推進していくため、「PDCA（Plan：計画—Do：実施—Check：点検・評価—Action：改善）」サイクルによる進行管理に取り組みます。

施策の実施状況とその結果を定期的に点検・評価することにより、施策の進行状況を管理し、その後の取り組みに向けた課題や改善点を逐次検討することとします。

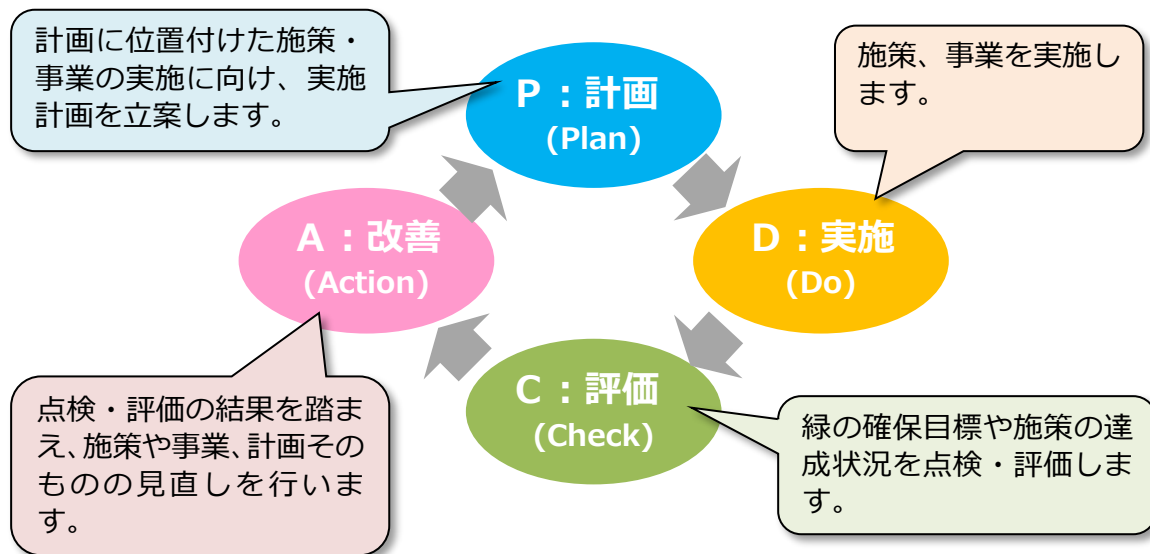


図6-1 PDCAサイクルのイメージ

(1) 実施計画の策定

- 施策を具体化するため、関係機関と連携し、施策・事業の実施時期や実施主体、取り組み方法などを示す実施計画を策定します。

(2) 市庁内の連携の強化

- 計画に定めた施策を市として総合的・一体的に推進するため、連絡調整や情報交換の機会を設けるなど、これまで以上に市庁内の連携を強化します。

(3) 施策の点検・評価の仕組みの構築

- 施策の取り組み結果の評価や点検、その後の取り組みに向けた助言や情報の共有を行う場の設置に取り組みます。

(4) 計画の見直し

- 計画については、PDCAサイクルによる施策の点検・評価の結果や、社会情勢の変化などを踏まえながら、適宜、見直すこととします。

資料編

● 計画改定に向けた検討協議の経過

日 程	内 容
平成28年 5月5日	緑被調査のための航空写真を撮影
平成29年 7月4日～19日	市民アンケート調査の実施
11月6日	検討協議会委員の委嘱、諮問 第1回 府中市緑の基本計画検討協議会
12月20日	第2回 府中市緑の基本計画検討協議会（現地見学会）
平成30年 3月28日	第3回 府中市緑の基本計画検討協議会
5月30日	第4回 府中市緑の基本計画検討協議会
6月29日	第5回 府中市緑の基本計画検討協議会
10月5日	第6回 府中市緑の基本計画検討協議会
10月11日～13日	ポスターセッションの実施
平成31年 1月24日	第7回 府中市緑の基本計画検討協議会
令和元年 6月27日	第8回 府中市緑の基本計画検討協議会
7月17日	第9回 府中市緑の基本計画検討協議会
9月13日	第10回 府中市緑の基本計画検討協議会
9月30日	検討協議会より市長へ答申

● 府中市緑の基本計画検討協議会規則及び委員名簿

府中市緑の基本計画検討協議会規則

府中市緑の基本計画検討協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第9条の規定に基づき、府中市緑の基本計画検討協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 環境、農業、教育、商工業等に係る団体の構成員 5人以内
- (3) 公募による市民 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

委員名簿

番号	委員名（敬称略）	団体名等	選出区分
1	後藤 瑞穂	株式会社 木風 代表取締役 樹木医	学識経験者
2	佐藤 留美（副会長）	特定非営利活動法人 NPO birth事務局長	
3	千賀 裕太郎（会長）	東京農工大学名誉教授 農学博士	
4	松村 良夫	府中市農業委員会 会長職務代理	団体の構成員
5	片山 美智子（令和元年5月まで）	府中かんきょう市民の会	
	浅田 多津子（令和元年6月以降）	府中かんきょう市民の会	
6	山田 義夫	浅間山自然保護会 会長	
7	田中 善雄	株式会社府中植木 代表取締役	
8	三浦 眞二郎	株式会社三浦組 専務取締役・営業本部長	
9	葛西 利武		公募市民
10	小岩井 雅人		

● 都市公園の種類

種類	種別	内容	
基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	
	住区基幹公園 近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。	
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。	
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)	
都市林		市街地及びその周辺部において、まとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるように配慮し、必要に応じて、自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。	
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	
広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

● 緑地総括表

緑地種別		現況（平成28年3月）				
		箇所数	面積(m ²)	m ² /人		
公園 緑地等 の都市 施設と する 緑地	①都市公園	1) 街区公園	216	273,044.36	1.05	
		2) 近隣公園	10	118,659.06	0.45	
		3) 地区公園	2	97,986.60	0.37	
		4) 総合公園	1	338,654.57	1.30	
		5) 運動公園	2	311,784.30	1.20	
		6) 風致公園	1	1,201.61	0.00	
		7) 歴史公園	1	671.99	0.00	
		8) 緑地	19	35,368.15	0.13	
		9) 緑道	17	120,372.25	0.46	
		9) 広場公園	4	1,320.52	0.00	
		(市立公園小計)	273	1,299,063.41	5.00	
	11) 都立公園	4	484,476.22	1.86		
		277	1,783,539.63	6.87		
	②条例等の公園	1) スポットパーク	35	5,107.49	0.01	
		2) 広場	40	16,094.29	0.06	
		3) 府中多摩川かぜのみち	1	35,047.80	0.13	
			76	56,249.58	0.22	
	小 計		353	1,839,789.21	7.08	
制度上 安定した 緑地		①都市計画墓園	1	1,068,000.00	4.11	
		②都市計画運動場			0.00	
		③公共空地	1) 遊歩道	11	64,943.01	0.25
			2) ゲートボール場	5	5,152.27	0.01
			3) グラウンド、テニスコート等	8	87,648.61	0.33
			4) 日鋼町地区の公共空地	2	21,850.00	0.08
			5) 公共植栽地	21	3,504.93	0.01
				47	183,098.82	0.70
		④緑地保全地区			0.00	
		⑤生産緑地地区	462	1,008,600.00	3.88	
		⑥風致地区			0.00	
		⑦自然公園			0.00	
		⑧近郊緑地保全区域			0.00	
		⑨保安林	1	5,363.00	0.02	
		⑩市街化調整区域農地			0.00	
	⑪河川区域	1	2,088,000.00	8.03		
	⑫公開空地	3	3,924.17	0.01		
	⑬条例・要綱等	1) 保存樹林	3	829.46	0.00	
		2) 市民農園等	21	22,347.83	0.08	
		3) 指定文化財	2	24,000.00	0.09	
		4) 工場立地法による緑地等	10	214,151.00	0.82	
		5) 都営住宅内幼児遊園	51	33,389.93	0.12	
		6) 公団住宅内の公園	24	21,020.00	0.08	
		7) 自主管理公園	79	43,523.74	0.16	
		190	359,261.96	1.38		
	小 計		705	4,716,247.95	18.13	
3 社会 安定した 緑地上		①社寺境内地、墓地	67	273,670.00	1.05	
		②民間の緑地			0.00	
		③公開性のある施設	47	919,257.01	3.53	
		④その他			0.00	
	小 計		114	1,192,927.01	4.59	
重 複		1と2の重複		-355,413.18	-1.36	
		1と3の重複		-3,529.14	-0.01	
		2と3の重複		-62,400.00	-0.24	
	1・2・3総計（重複除く） （都市計画決定済で未整備の公園緑地は含まず）		1172	7,327,621.85	28.21	
	行政区画面積(2,943ha)に対する割合			24.90 %		
	人 口			259,752 人		

● 緑に関する市民意識

アンケート概要及び調査結果（抜粋）

<調査概要>

- 府中市緑の基本計画2009の改定にあたり、市民の緑に関する認識や市の緑化政策に関する市民意向などを把握することを目的とし、アンケート調査を実施しました。

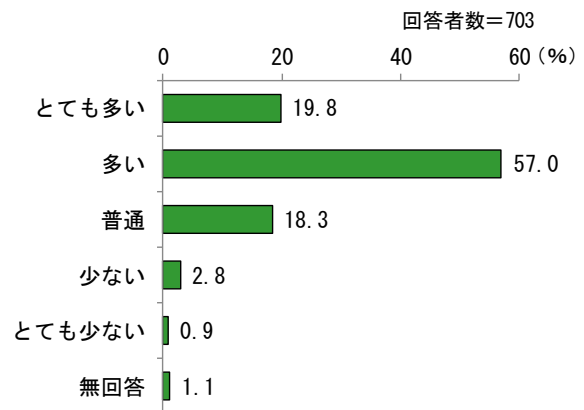
票数	配布：2,000票 回収：703票（回収率：35.2%）
対象者	20歳以上の府中市民 （平成29年5月1日時点の住民基本台帳から無作為抽出）
調査期間	平成29年7月4日～19日

<アンケート結果>

（1）市内の緑の量

7割以上の方が緑の多さを実感

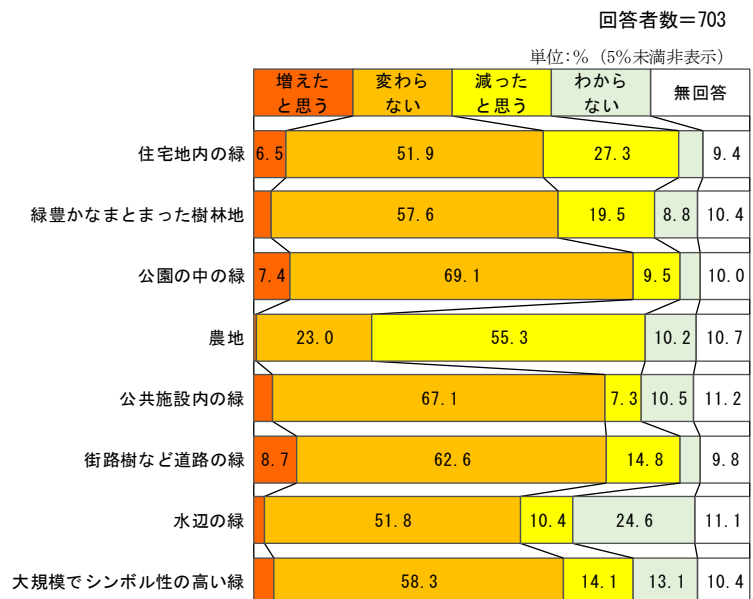
- 府中市内の緑の量については、「とても多い」「多い」が7割以上に達しており、市内の緑の多さを実感している結果となっています。



（2）10年前から市内の緑の量の変化

減ったと感じている緑は「農地」「住宅地内の緑」「まとまった樹林地」

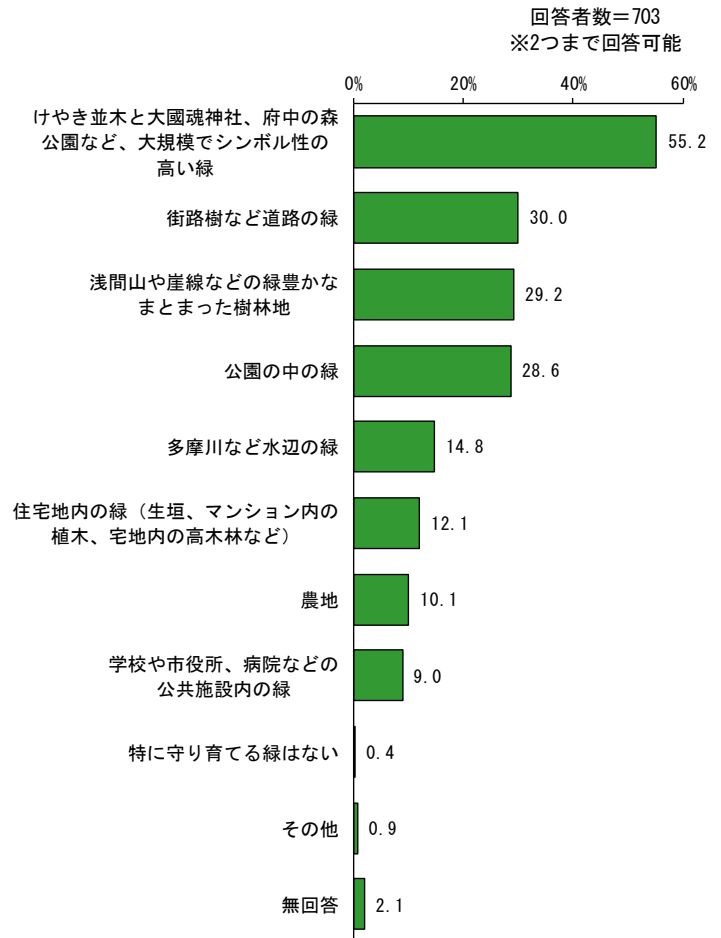
- 府中市は緑豊かな街だと感じられている一方、10年前と比べ「農地」「住宅地内の緑」「まとまった樹林地」が減少したと感じられており、特に「農地」の減少が顕著に感じられていました。



(3) 今後も守り育てる必要がある市内の緑

今後も守り育てる緑として「大規模でシンボル性の高い緑」を考えられている

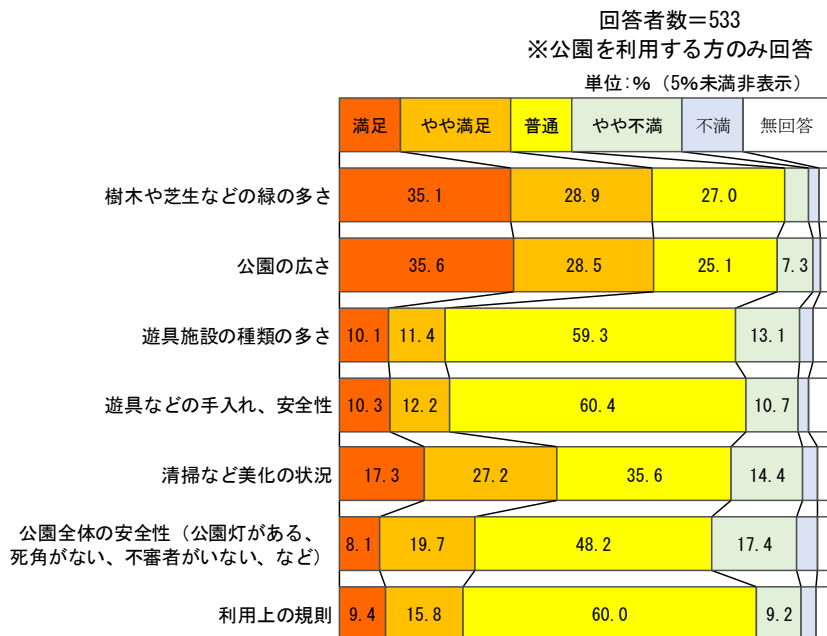
- 今後も守り育てる緑として「大規模でシンボル性の高い緑」の割合が最も高く、「街路樹など道路の緑」「まとまった樹林地」と続きます。
- しかし、10年前に比べ著しく減少していると考えられている「農地」については、割合が低い傾向にあります。



(4) 市内の公園の利用満足度

公園利用者は「樹木や芝生などの緑の多さ」「公園の広さ」「清掃などの美化状況」に満足されている傾向

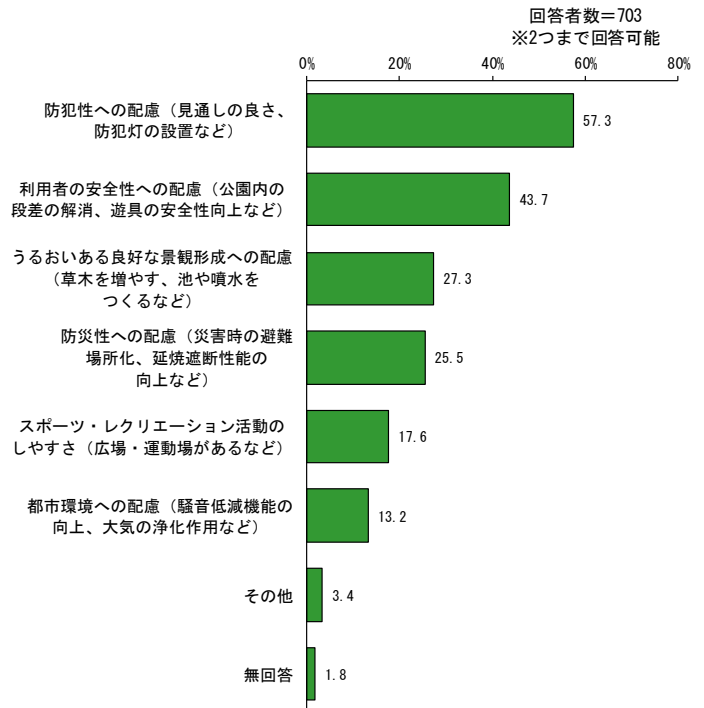
- 公園利用者の満足割合は、「樹木や芝生などの緑の多さ」「公園の広さ」「清掃など美化の状況」が高く、一方、「公園安全性」が低い傾向です。



(5) 「公園・緑地」を整備する際の配慮事項

求められている配慮事項は「防犯性」「安全性」「良好な景観形成」

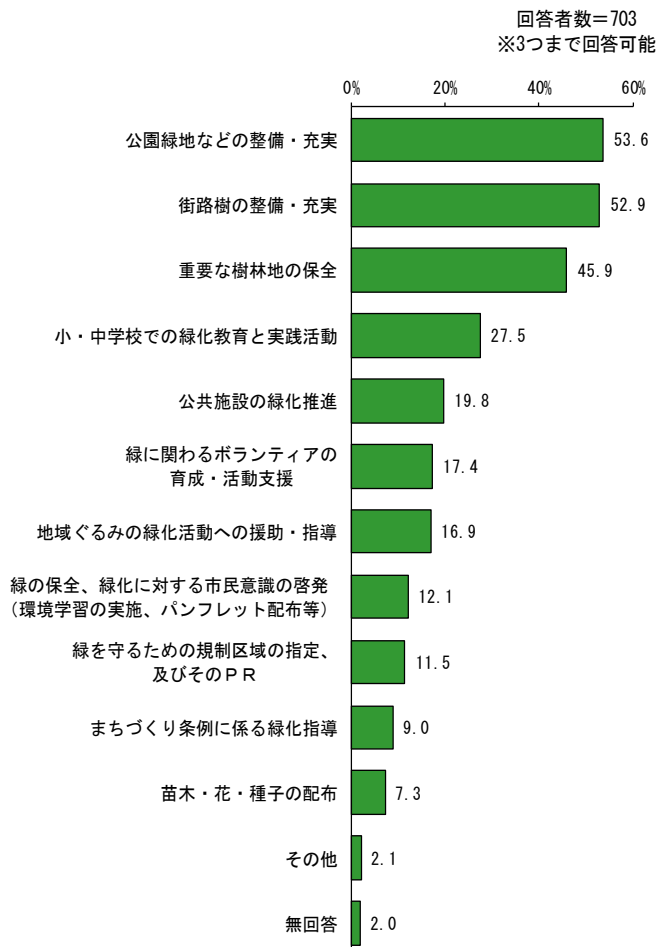
- 「防犯性への配慮」が最も高く、「利用者の安全性への配慮」、「うるおいある良好な景観形成への配慮」が続いています。
- このことから、今後、公園・緑地整備を行う際は、「防犯性」「安全性」「良好な景観形成」への配慮が求められていると考えられます。



(6) 市が行うべき緑に関する取り組み

「公園緑地」「街路樹」の整備・充実及び「重要な樹林地の保全」が求められている

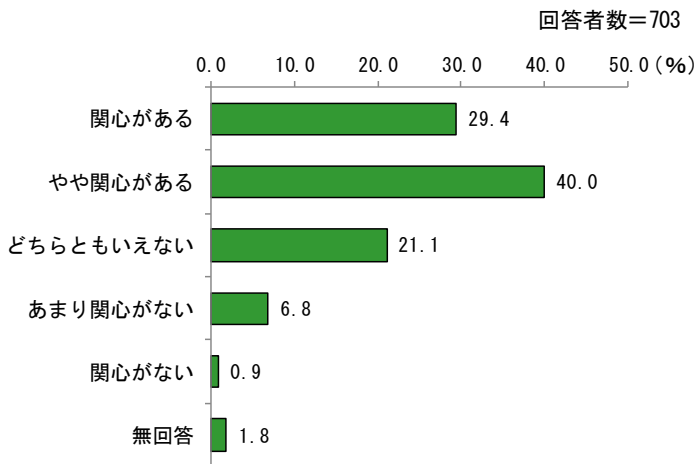
- 緑を守り育てていくために、市が特に力を入れるべき取り組みについては、「公園緑地などの整備・充実」が最も高く、「街路樹の整備・充実」、「重要な樹林地の保全」「小・中学校での緑化教育と実践活動」が続いています。



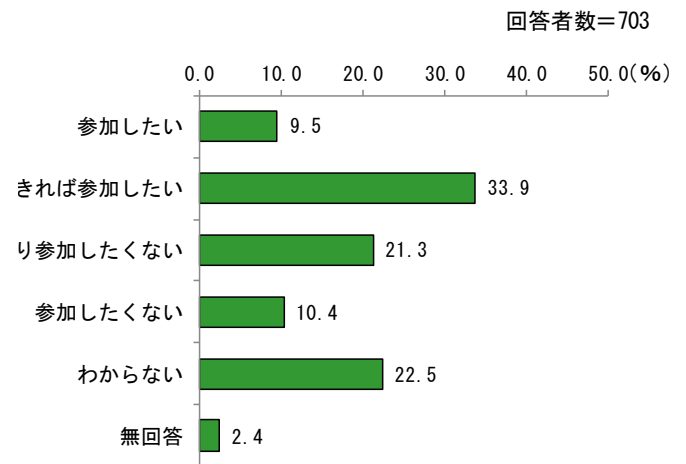
(7) 緑を守り増やす活動に関する取り組み

4割程度の方が「参加意欲」があり、身近な緑の管理作業に関心を持たれている

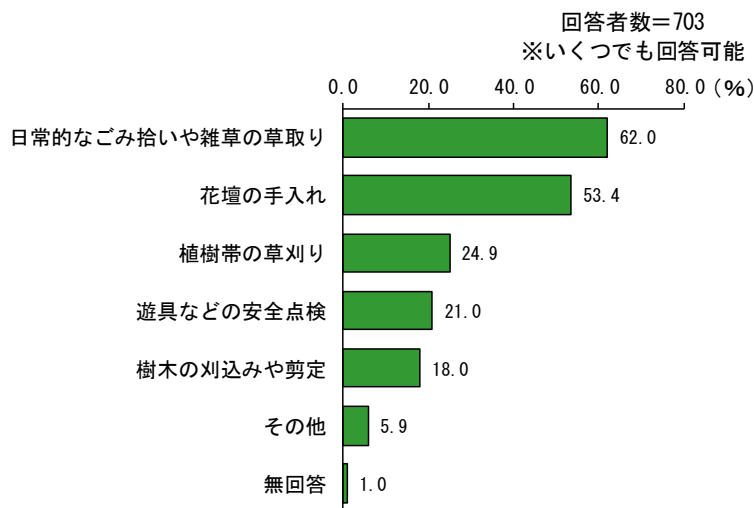
- 緑を守り増やす活動に関して、約7割の方が「関心」を、4割程度の方が「参加意欲」を持たれています。
- また、参加意欲を持たれている方は、「日常のごみ拾いや雑草の草取り」「花壇の手入れ」といった、身近な緑の管理作業に参加してみたいと考えられています。



緑を守り増やす活動への関心



緑を守り増やす活動への参加意欲



参加してみたい活動内容

ポスターセッション概要

<実施概要>

- 緑の基本計画の改定にあたり、市民の方々へ計画の考え方などの周知と、ご意見を頂くことを目的に、ポスターセッションを実施しました。

開催日	会場	時間	閲覧者数		
			男性	女性	合計
平成30年 10月11日（木）	西府文化センター	10時～17時	8	9	17
10月12日（金）	白糸台文化センター	10時～17時	7	3	10
10月13日（土）	ル・シーニュ2階 イベントスペース	10時～17時	61	45	106
合 計			76	57	133

<会場の様子>

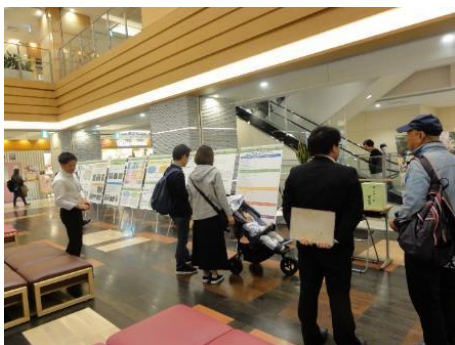
西府文化センター



白糸台文化センター



ル・シーニュ



● 用語集

【あ行】

○インフラ

「インフラストラクチャー」の略。道路、公園、鉄道、上下水道などの「産業や生活の基盤となる施設」のことです。

○雨水浸透施設（ウスイシントウシセツ）

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制するための施設です。

○エコロジカル・ネットワーク

生物多様性を保全するため、生き物の生育空間として重要な緑を生物多様性の拠点として位置付け、拠点間を野生生物が移動・分散できるようにネットワークさせるものです。

○SNS（エスエヌエス）

Social Networking Serviceの略。インターネットを介して人間関係を構築できるwebサービスの総称です。

○SDGs（エスディージーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、貧困や飢餓、気候変動などの17の目標（ゴール）と、それらをより具体化した169の達成基準（ターゲット）で構成されています。

○エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、市民・民間事業者・地権者などによる主体的な取り組みのことです。

○オープンガーデン

個人住宅の庭などを一定期間、一般に公開するという活動のことをいいます。

これまでの日本の庭は塀や生け垣に囲まれたものであり、家人が楽しむもので「人に見せる」という考えはあまりありませんでしたが、丹精こめた庭を多くの人に公開することで、「地域の人々や同じ趣味を持つ人々との交流を楽しむ」という、海外の文化を取り入れた活動が全国各地で進められています。

○オープンスペース

公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間の総称です。

○落ち葉の銀行制度（オチバノギンコウセイド）

緑のリサイクルを進めるため、市民による公園の清掃活動で集まった落ち葉をたい肥化し、市民に還元する制度のことです。

【か行】

○崖線（ガイセン）

河川が長い間に台地を侵食して形成した崖地の連なりのことです。

崖線の緑は、自然の地形を残し、崖線下には多くの湧水があるなど貴重な緑の空間であり、都市の緑の骨格となっています。

○外来種／外来生物（ガイライシュ／ガイライセイブツ）

今まで生息していなかった地域に、人間の活動によって移入し、そこに定着して自然繁殖するようになった生物種のことです。

○花卉（カキ）

観賞用になるような美しい花をつける植物の総称です。

○官民連携手法（カンミンレンケイシュホウ）

行政と民間が連携し、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的な使用や行政の業務効率化などを図ろうとする考え方や概念のことです。

○涵養（カンヨウ）

地表の水が地下浸透して帯水層に水が供給されることです。

○キッズデザイン

子どもの安全・安心と健やかな成長発達を目的として、『子ども目線』で考えられた意匠や設計などのことです。

○客土（キャクド）

現在の土を取り除き、他の場所から移入した、より栄養分を多く含んだ良質の土と取り替えることです。

○クラウドファンディング

不特定多数の人がインターネットなどを經由して、他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことです。

○グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災などの多様な効果を得ようとする考え方です。

○景観重要公共施設（ケイカンジュウヨウコウキョウシセツ）

景観計画に定められた、景観形成を進めるうえで重要となる道路、河川、都市公園などの公共施設のことです。

○公開空地（コウカイクウチ）

建物の建築や開発などにおいて、敷地内に設けられ、塀などで道路側から遮らず、一般に開放され、歩行者が自由に通行したり、利用したりすることが可能な空地のことです。

○公開空地等のみどりづくり指針（コウカイクウチトウノミドリツクリシシン）

都市開発諸制度等で生まれる公開空地等について、みどりのネットワークの形成などに十分配慮し、その価値を一層向上させるために、東京都が示す指針です。

○公共花壇（コウキョウカダン）

美しい景観を形成し、快適な生活環境を確保するため、公共空間に設置した花壇やフラワーポットなどのことです。

○公募設置管理制度（コウボセッチカンリセイド）

飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場などの整備、改修などを一体的に行う者を、公募により選定する制度です。「Park-PFI」と呼ばれています。

○コリドー

生き物が自由に行き来でき、生息空間をつなぐ、生き物のための通り道（回廊）のことです。

○コンパクトシティ

郊外への市街地拡大を抑制するとともに、中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な様々な機能が近接した効率的で持続可能な都市形態のことです。

【さ行】

○寺社林（ジシャリン）

神社や寺院を囲むようにして配置されている樹林のことです。

○自然環境調査員会議（シゼンカンキョウチョウサインカイギ）

市内の動植物の生息状況の把握や環境保護意識の普及・啓発を行う市民活動団体などにより構成される会議体です。

○指定管理者制度（シテイカンリシャセイド）

地方自治体が所管する公の施設の管理・運営について、民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度です。

○市民花壇（シミンカダン）

市民の参加と協力をもとに、美しい景観を形成し、快適な生活環境を確保するため、土地を市が借り受け、花壇やフラワーポットなどを設置して、地域で維持管理している花壇のことです。

○市民農園（シミンノウエン）

市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことです。

○市民緑地契約制度（シミンリョクチケイヤクセイド）

地方公共団体又はみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して、住民が利用できる市民緑地を設置管理することができる制度です。土地等の所有者は管理の負担が軽減されるほか、税制面での優遇措置等を受けることができます。

○市民緑地認定制度（シミンリョクチニンテイセイド）

市区町村長の認定を受ることで、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として、一定期間、設置・管理・活用することができる制度です。この制度のもと、みどり法人が設置する緑地については、税制面での優遇措置や施設整備費に係る補助を受けることができます。

○集団ねぐら（シュウダンネグラ）

主に昼間に活動する鳥が、夜はほぼ決まった場所で寝ます。そのような場所をねぐらと呼び、集団ねぐらは、集まって寝る場所のことです。

○集約型都市構造（シュウヤクガタトシコウゾウ）

中心市街地や鉄道駅などの主要な交通結節点周辺などに、様々な都市機能が集約した都市構造のことです。

○樹冠（ジュカン）

樹木の上部の、枝・葉の茂っている部分のことです。

○樹勢（ジュセイ）

樹木の生育状態、木の勢いのことです。

○樹木医（ジュモクイ）

傷んだり病気になった樹木の診断と樹勢回復、さらには樹病の予防や後継樹の保護育成などに携わる専門家のことです。

○樹容（ジュヨウ）

樹木の姿のことです。

○親水空間（シンスイクウカン）

水とふれあい、水に親しむことができる空間のことです。

○親水性（シンスイセイ）

水とふれあい、水に親しむことができる環境のことです。

○スカイライン

山や緑、建物などが、空を区切って作る輪郭の線をいいます。

○スポットパーク

まちかどにおける修景施設及び休憩施設を主体とした、市民が憩うことのできる小規模な公園のことをいいます。

○生産緑地地区（セイサンリョクチチク）

市街化区域内の農地などで、公害や災害の防止、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図るために、計画的に保全するために都市計画で定めた地区のことです。

○生物多様性（セイブツタヨウセイ）

一般に、多様な生物が存在していることを意味します。

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のことです。

○施肥（セヒ）

木や花、農作物の成長のため、肥料を施すことです。

○総合学習の時間（ソウゴウガクシュウノジカン）

教育カリキュラムのひとつで、教科の枠組みを超えて総合的に学習を進める時間のことです。

【た行】

○多自然型工法（タシゼンガタコウホウ）

河川などが本来有している自然環境に配慮し、景観や環境の保全、創出を目指した工法を総称したものです。

自然石を金属ネットで固定し、その隙間に植物を再生させたり、直線的な線形の河川を自然な曲線とし、落差を意図的につけるなど、自然に近い空間を保全、創出するために様々な取組が進められています。

○多摩川水系河川整備計画（タマガワスイケイカセンセイビケイカク）

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が、多摩川らしく美しい心安らかな水系の実現に向けて、河川環境の整備と保全に関する事項などを定めた計画のことです。

○地域制緑地（チイキセイリョクチ）

緑地の保全や緑化を推進するために、土地利用や開発事業を規制する法律や条例などにより担保された一定の土地の区域のことです。

○地区計画（チクケイカク）

身近な地区の特性に応じたまちづくりを目指し、住民と市が協力して定めることのできる、都市計画法に規定された制度です。地区の目標や方針を定めるほか、公園や道路などの施設の配置、建築物の用途や建て方など、まちづくりの具体的な内容について、地区の特性に応じてルールを定めることができます。

○地産地消（チサンチショウ）

地元で生産されたものを地元で消費することです。

○中間支援組織（チュウカンシエンソシキ）

協働活動が円滑に進むよう、市民や市民活動団体、民間事業者、行政などの間にたって活動を支援する組織のことです。

○長寿命化（チョウジュミョウカ）

的確な維持管理・更新などを実施することで耐久性を向上させ、長持ちするようにすることです。

○通年通水（ツウネンツウスイ）

農業用水の入らない非かんがい期も含め、一年を通じて水を流すことです。

○田園住居地域（デンエンジュウキョチイキ）

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められる用途地域です。

○透水性舗装（トウスイセイホソウ）

路面に降った雨水を、舗装の隙間から地中へ浸透・還元する機能を持った舗装のことをいいます。地中に浸透させることで、地下水を涵養することが可能となるほか、雨水排水路などの負担軽減、都市型水害などの低減が期待されています。また、空隙が大きく蓄熱性が小さいため、都心部のヒートアイランド現象の緩和に効果があるとも考えられています。

○特定生産緑地指定制度（トクテイセイサンリョクチシテイセイド）

生産緑地地区の買取申出開始時期を10年間延長することができる制度です。

○特別緑地保全地区（トクベツリョクチホゼンチク）

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為などの一定の行為を制限することにより、現状凍結的に緑地を保全するため、都市緑地法に基づき、指定される区域です。

○都市計画（トシケイカク）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、土地利用のあり方や、道路・公園などの都市施設の整備、市街地開発について計画を策定し、その実現を図ることで。

○都市計画公園（トシケイカクコウエン）

都市計画法に基づき公園として都市計画決定された施設のことです。都市計画で決定された区域内においては、事業の円滑な執行を確保するため、一定の建築制限が課せられています。

○都市公園（トシコウエン）

都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地のことです。都市公園の役割としては、都市環境の改善や、都市の防災空間、レクリエーション・コミュニティ活動の場、動植物の生息・生育空間、地域活性化の拠点などがあげられます。

○都市の低炭素化（トシノテイサンソカ）

都市で排出される二酸化炭素を少なくすることです。

【な行】

○農業公園（ノウギョウコウエン）

地域の農村文化の継承や農業知識・技術の習得を目的とした、農業体験ができる「農」をテーマとした公園のことです。

○農業用水路（ノウギョウヨウスイロ）

農業に利用される水のことを「農業用水」といいます。また、川から取った水を農業に利用するために農地まで運ぶための水路を「農業用水路」といいます。

○農の風景育成地区制度（ノウノフウケイイクセイチクセイド）

地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成していくことを目的とした東京都の制度です。農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、農地などの保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用することとしています。

【は行】

○パークマネジメントガイドライン

公園の今後のあり方や役割を明らかにし、地域住民やNPO、民間事業者などとの協働により、公園の整備・維持管理・運営を進めていくための考え方を示すガイドラインです。

○バリアフリー

障がい者や高齢者などが生活していく上で、バリア（障壁）をなくすことを意味します。

○PFI（ピーエフアイ）

Private Finance Initiativeの略。PPPの代表的な手法の一つ。公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことです。

○ヒートアイランド現象（ヒートアイランドゲンショウ）

都市部の気温が、その周辺の非都市部に比べて異常な高温を示す現象のことをいいます。

様々な都市活動によって放出される熱が、風の流れを遮る建築物やアスファルトやコンクリートで覆われた環境によって蓄えられ、都市部の高温化に拍車をかけているといわれており、緑地の増加や不用な排熱の抑制が対策として有効と考えられています。

○PPP（ピーピーピー）

Public Private Partnershipの略。市を始めとする地方公共団体などが提供してきた公共サービスに、民間の資金やノウハウを取り入れる手法のことです。

○ビオトープ

「bio（いのち）+topos（場所）」というラテン語とギリシア語からの造語を語源とし、生物群集の生息空間を示す言葉です。日本では、「生物空間」や「生物生息空間」と訳され、生物群の棲息場所となるよう人工的に環境を整備した場所も含めて用いられています。

○腐朽菌（フキウキン）

木を腐らせ、劣化させる菌のことです。

○府中市景観条例（フチュウシケイカンジョウレイ）

良好な景観の形成に関し、景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等についての必要な事項を定める条例です。まちづくりと連携した景観施策を展開することにより、自然、歴史、文化等に配慮した美しい風格のあるまちを形成し、市民の快適な生活環境の確保にすることを目的としています。

○府中市公共施設の緑化基準（フチュウシコウキョウシセツノリョッカキジュン）

市庁舎や公民館などの公共施設の緑化を推進するための基準で、敷地面積に対する緑化面積の割合を定めたものです。民間施設の緑化の規範となるように定められました。

○府中市地域まちづくり条例（フチュウシチイキマチヅクリジョウレイ）

「府中都市計画に関する基本的な方針（府中都市計画マスタープラン）」の実現を図るための基本的なルールを定めた条例で、市民や事業者との協働による地域の特性を生かした住みよいまちづくりを実現することを目的としています。

○府中の名木百選（フチュウノメイボクヒャクセン）

ふるさと府中の長い歴史と文化の中を生き続け、地域の人々に深い関わりを通じて親しまれてきた、府中の名木と呼ぶにふさわしい樹木について、これらを市民に広く紹介するとともに、緑化推進の啓発に資することを目的として、平成元年に選定された樹木のことです。

○包括的民間委託（ホウカツテキミンカンイタク）

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することです。

○保存樹木（ホゾンジュモク）

健全で樹容が美観上特に優れている樹木を保存していくために、市が指定する樹木のことで

○保存樹林（ホゾンジュリン）

樹木が健全で、集団の樹容が美観上特に優れている一定規模以上の樹林を保存していくために、市が指定する樹林のことです。

【ま行】

○まちづくり誘導地区（マチツクリユウドウチク）

地区の特性や課題の緊急性から、将来、地区計画や建築協定などを活用したまちづくりを進める地区について、府中市地域まちづくり条例に基づき指定する地区です。

○みどり法人（ミドリハウジン）

緑地保全・緑化推進法人の通称。都市緑地法に基づく制度で、地方公共団体以外のNPOやまちづくり会社などの団体が緑地の保全や緑化の推進を行う制度です。民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができます。

○みどり率（ミドリリツ）

「緑の東京計画（東京都策定）」において提示された、都市の魅力のひとつといえる「緑の豊かさ」の指標です。公園の敷地に加え、樹林や草地、農地、宅地内の緑、街路樹、水面などが区域に占める割合のことです。

○モール化（モールカ）

道路を散策できる空間（歩行者専用道路化）とすることです。

【や行】

○屋敷林（ヤシキリン）

屋敷林とは、屋敷の建っている敷地内にある林のことで、一般には防風や防雪の目的で建物の周りに設置されたものをいいます。

○ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、文化・言語の違い、老若男女といった差異、能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計・デザインをいいます。「バリアフリー」の概念の発展形で、「できるだけ多くの人利用可能であるようなデザインにすること」を基本的な考えとしており、デザイン対象を障がい者などに限定していない点が一般にいわれる「バリアフリー」とは異なります。

【ら行】

○緑育（リョクイク）

本計画において設定した造語です。人と緑の間には「生かし」「生かされる」、「育て」「育てられる」という密接な関係があり、こうした人と緑の関係のことです。

○緑化地域制度（リョクカチイキセイド）

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。

○緑地協定（リョクチキョウテイ）

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する、都市緑地法に基づく制度です。

協定に違反した場合の措置などを地域住民が共有するルールとして定めることで、計画的な緑化による地域の環境・景観の向上が期待されます。

○緑地保全地域（リョクチホゼンチイキ）

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するため、都市緑地法に基づき、指定される区域です。

○緑被（リョクヒ）

樹木・樹林、草地、農地などの植物で覆われることです。区域に占める割合のことを「緑被率」といいます。

○緑化重点地区（リョッカジュウテンチク）

都市緑地法に基づく制度で、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画において位置付けます。

この地区では、緑化施策を集中的に行い、緑の基本計画が目指すものをモデル的に具体化するとともに、他の地区での緑化意識の高まりなどの波及を目指します。

○緑化率条例制度（リョッカリツジョウレイセイド）

都市緑地法に基づく制度で、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。

「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」として、市町村が指定する緑化地域や、地区計画などにおいて、緑化率の最低限度が定められます。

○レッドリスト

絶滅の恐れのある野生生物の種のリストのことです。

【わ行】

○ワークショップ

体験型の講座や会議などをいい、市民参加型まちづくりにおける問題・課題の共有や合意形成の手法として用いられます。

府中市緑の基本計画2020

発行日： 令和2年1月

編集・発行： 府中市都市整備部公園緑地課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話 042-364-4111（代表）

042-335-4313（直通）

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>

表紙・本文イラスト： 丹 星河(特定非営利活動法人 NPO birth)



④ ほつとするね 緑の府中

府中市